

足利尊氏発給文書の研究

——室町將軍発給文書体系の成立——

目次

はじめに

第一章 下文・下知状系

第一節 足利尊氏袖判下文

第二節 足利尊氏寄進状

森*

茂

暁

第三節 その他

- (1) 禁 制
- (2) 過 所

第二章 御教書系

第一節 足利尊氏御判御教書

- (1) 所領の宛行
- (2) 所領の預置
- (3) 所領の安堵
- (4) 所務沙汰の遵行

第二節 足利尊氏御祈御教書

第三節 足利尊氏の軍事関係御教書

- (1) 軍勢催促状
- (2) 感 状

第四節 その他

- (1) 綸旨・院宣の一見
- (2) 祈願所の指定

第三章 足利尊氏文書をめぐる若干の論点

第一節 守護職の補任

第二節 官途の推挙

第三節 勅裁の移管先

第四節 禪寺の列次、住持職の補任

- (1) 五山・十刹・諸山 (2) 住持職

小 結

はじめに

足利尊氏の歴史的役割を一言でいい表すならば、鎌倉幕府を倒し第二の武家政権たる室町幕府を成立させた初代足利将軍ということになる。日本歴史の大変革期たる南北朝の動乱を描く軍記物語『太平記』の登場人物を「太平記の群像」とよぶならば、足利尊氏はさしずめそのなかの中心的人物、いわゆる主人公である。しかし古来、足利尊氏は時代の波風をもろに被りつつさまざまに人口に膾炙した歴史的人物で、その評価は「逆賊」から「英雄」の間を揺れ動いた。⁽¹⁾

そのようなわけで、足利尊氏についてはこれまで様々に言及されており、軽い評論の類から重厚な研究成果まで多くの学的蓄積があることは周知のところであるが、これまでの尊氏研究がほとんど目を向けなかった盲点の一つが、足利尊氏発給文書の網羅的収集による古文書学的な観点からのアプローチである。この観点からの検討がなされる

かった最大の理由は、残存する尊氏発給文書が非常に多く、それらを網羅・可及的に収集することに多大の困難が伴うことであろう。しかしながら、発給文書がもつとも信頼のおける研究素材である以上、こうした観点からの考察を避けることはできない。

近年の足利尊氏研究の環境についてみると、各種活字史料集の刊行はめざましく、しかもひとところに比べてその校訂の信頼度も格段にあがっている。しかも多くの尊氏発給文書のなかから重要なものを選び、しかも図版付きで解説を加えるという理想的な形での刊行がなされている。こうした整った研究環境のなかで、現段階における足利尊氏の発給文書の収集・整理をとおして、足利尊氏の歴史的役割を古文書学的手法によって考察することは無意味なこととはいえないし、むしろそうした方法によってこそ、これまでの足利尊氏研究をさらに先に一歩進めることができる。考える。

あくまで参考までに、筆者が現段階までに収集することのできた直接発給文書の総数について述べておくと、尊氏約二五〇〇通（うち下文約二〇〇、御教書約九〇〇）（軍勢催促状・感状を含む）、直義約七〇〇通（うち下文約四〇〇、下知状約一〇〇、御教書約五〇〇）（軍勢催促状・感状を含む）、そして義詮約一〇五〇通（うち下文約七〇、下知状約一〇、御教書約八〇〇）（軍勢催促状・感状を含む）である。

南北朝時代は変革の時代といわれるように社会を動かす各種文書の体系が大きく変容する時代でもあり、古文書学研究のうえで極めて興味深い題材を提供してくれる。なかでも、この時代の武家政治の中心たる幕府関係の、各種の

文書に即した古文書学的研究としては、すでに上島有の「室町幕府文書」^③、および「南北朝―戦国時代の武家文書」^④があり、いずれも文書の様態論や機能論からの体系的研究である。こうした成果を踏まえて、さらに政治史と連動させることによって、いっそう立体的な理解が可能となるであろう。なお筆者には同様の方法で尊氏の実弟足利直義の発給文書に即して考察した論文がある。^⑤

初期室町幕府の政治形態は「二頭政治」といわれるが、これについて佐藤進一はかつて以下のように述べたことがある。^⑥

もしも、いわれる如くに幕政が尊氏・直義の二頭政治であって、権力の分裂でないならば、尊氏と直義との間にはなんらかの政治権限の区分調整があったはずであり、幕府の官制はかかる権限区分とのなんらかの関連において体系化されたはずである。よってわれわれが上記の設問に立ち向かうためには、まず尊氏・直義間に権限区分が認められるかどうかを確かめなければならない。それには彼ら両人の権限を正確に表現する文書によって、権限を抽出し比較するのがもっとも捷徑であろう。

右は実的確な指摘といわねばならない。尊氏・直義の政治権限を措定するためには、両人が発給した文書を網羅的に収集し、それらを具体的に検討することによって、その文書を発することを可能とした政治権限を帰納的に析出

することがもつとも効果的なのである。本稿はこうした佐藤の提言にもとずき、発給文書の収集・整理・分析をととした尊氏の政治的権限についての考察であるが、手法のうえで佐藤のそれと異なるのは御教書の採用である。

すでに述べたように、尊氏、直義、義詮の全発給文書のなかで御教書の占める割合は優に過半を超えている。こうした状況のなかで、各々の政治権限を検討するうえで御教書を除外に置くことはできない。当然ながら御教書も有効な方法をとることによって検討の対象に含めるべきだと考える。筆者は、かつて以下のように述べたことがある。^①

両者（尊氏と直義Ⅱ後註）の政治的関係を検討するためには御教書を含めた両者の直接発給文書全体の分析を通してさねばならない。なぜなら、下文・下知状に限らず、御教書もその出た権限を遡及することの可能な文書と考えるからである。

以下、順次尊氏の発給文書の検討を行うが、その場合まず尊氏をめぐる政治状況に即していくつかの段階に時期区分しておく必要がある。それについては、同時期の政治史の展開に即して、以下のようなおおまかな区分をしておく。

- I 建武政権成立前後より政権からの離脱まで（元弘三年五、六月～建武二年一月）
- II 建武政権離脱から室町幕府の成立まで（建武二年一月～同三年一月）

- Ⅲ 幕府成立後、二頭政治の開始まで（建武三年一月～暦応元年八月）
- Ⅳ 二頭政治の期間（暦応元年八月～貞和五年九月）
- Ⅴ 二頭政治破綻後、尊氏の没まで（貞和五年九月～延文三年四月）

なお、以下に登場する各種残存文書の通数はあくまで筆者の現段階での収集の範囲でという限定付きのものであり、今後の新出によってその数は当然増えるものであること、また残存史料は原本とは限らないため、案や写については、花押の主を確定するのが困難な場合、推定によったことをあらかじめお断りしておく。また御内書・書状のたぐいは本稿での検討対象から外した。

第一章 下文・下知状系

かつて室町幕府開創期の幕府権力のあり方、幕府官制の組織・構造を解明して、室町幕府論研究の骨格を作った佐藤進一は、古文書学についての深い造詣に立って、下文・下知状と御教書の性格の差異について、以下のように指摘したことがある。⁽⁶⁾

…周知のように、下文・下知状は公文書の上達下文書に由来する形式である。したがってこの形式は、発給者がかれの権限を行使することに限って使用され、この時代にはとくに、受取者に一定の利益を恒久的に保証する場合、および受取者を一定の事柄について拘束する場合に限って用いられた。換言すれば、この時代の下文・下知状は恒久的効力をもつ権限行使文書であった。これに対して、御教書はもともと私文書の一形式であり、ただ時代の下るに従って、公的機能を果たすために用いられるようになり、またそういう場合が次第に多くなったが、その場合でも、その用法は区々であった。幕府の公文書としても、恒久的効力をもつ文書の正式の文書形式としては採用されなかったという点で、下文・下知状と峻別されたのも、御教書が本来私文書の形式であるという性質が忘れられていなかったからにほかならぬ。大まかにいって、幕府の下文・下知状には、端的かつ明確に発給者の権限が表現されるのに対して、幕府の御教書にはそれが必ずしも表現されない。したがって、御教書から発給者の権限をうかがうことは、可能の場合と不可能の場合とがある。…

本稿の目的は、現在の古文書学研究の水準に立ち、とくに足利尊氏の発給文書を中心とした將軍文書等の収集・分析を通じて、半世紀前に出されたこの佐藤の見解を再検討することである。そのさい、右述したように佐藤が検討素材からはずした御教書からの知見を積極的に取り入れることとしたい。

第一節 足利尊氏袖判下文

右で佐藤進一が、御教書とは違って「端的かつ明確に発給者の権限が表現される」とした下文・下知状のうちの、下文である（尊氏は直義とは異なり、裁許下知状は出してない）。残存する足利尊氏下文は、すべて袖判下文である。^⑤
足利尊氏袖判下文の分布範囲を最初に示しておく、まず初見は「安保文書」元弘三年（二二三三） 二月二十九日付^⑩で、逆に終見は「佐々木文書」文和四年（二三五五）八月四日付^⑫であり、この両時点の二二年間に、約二〇〇通の足利尊氏袖判下文を収集することができる。

まずⅠの時期である。Ⅰの二年半は、後醍醐天皇の主導する建武政権期にあたる。この間における所領宛行はむろん天皇の専権に属していたから、足利尊氏に所領宛行権のあらうはずはないが、前述のように尊氏袖判下文の初見たる元弘三年二月二十九日付は、建武政権内における尊氏の動向を占うに足る史料である。尊氏がたとえ水面下ではあっても武門の棟梁として配下の武士に所領宛行権を行使している事実をみのがすことはできない。

建武二年七月のいわゆる中先代の乱は、尊氏が建武政権と決別するきっかけとなった事件である。この争乱を鎮定するために東下した尊氏は平定した後も帰京せず、そのまま鎌倉に留まって同年十一月には建武政権から離脱する（後醍醐天皇が帰洛しない尊氏を解官したのは「足利家官位記」によると建武二年一月二十六日^⑬）。現在のところ、建武二年七月以前の尊氏袖判下文は上記のものだけしか知られていないが、これ以降建武政権の政治的制約から解放さ

れた尊氏は、当然ながら俄然、袖判下文を多く出し始める。

建武二年七月から解官の同一一月までに限ってみると、この間に全一一通の尊氏袖判下文を収集することができた。⁽¹⁴⁾ その中で特に注目すべきは、時期的に最も早い以下の一通である。⁽¹⁵⁾

(足利尊氏)
(花押)

下 葦谷六郎義顕

可令早領知越後国上田庄内秋丸村事、

右以人、為勲功之賞、所宛行也者、早守先例可領掌之状如件、

建武二年七月廿日

この足利尊氏袖判下文は、足利尊氏が「葦谷」義顕に対して勲功の恩賞として越後国（新潟県）上田庄秋丸村を宛て行ったもの⁽¹⁶⁾であり、名宛人の「義顕は上田庄近辺の武士であろうか」とされている。注目されるのは以下の三点。

①日付の建武二年七月二〇日とは、中先代の乱開始直後といふべき時点で、この時点ですでに足利尊氏は所領の宛

行権を堂々と行使していること（建武政権との決別は先述のように建武二年一月二六日のこと）。

②この尊氏の権限は武門の棟梁たる地位に随伴する性格のもので、系譜的には先述の元弘三年一二月の袖判下文と同根であること。換言すれば、建武二年七月まではこの尊氏の権限は封印されていたと考えられること。

③この尊氏の所領宛行は後醍醐の意志を付度しないかたちでなされたであろうこと。

Iに属する全一通の足利尊氏袖判下文はすべて右例のように、「勲功之賞」或いは「合戦討死之賞」として勲功の武士に所領を宛行うというものであるが、なかには富樫介高家に対して「加賀国守護職并遠江国西郷庄」を領知せしめた建武二年九月二七日付の¹⁷⁾ように、守護職を他の一般荘郷と一緒に括っている例もあり、尊氏にとっては比較初期に任命した守護職（加賀のような）は荘郷と同等に扱っていたことが知られる。この建武二年九月二七日は尊氏にとつては生涯の一大転機となった日であったことは確実で、勲功の武士に対して恩賞地を給付する袖判下文がこの日付で九通も残存している。尊氏にとつてこの日が後醍醐との実質的な決別のときであったことを意味している。

続いてIIである。尊氏が建武政権を離脱して室町幕府開創を宣言（「建武式目」の制定）するまでの一カ年にあたる。この間に全二一通の尊氏袖判下文を収集した。¹⁸⁾分布上の偏りはない。その内容・用途では、ほぼすべて勲功賞としての所領の宛行であり、例外的に長沼秀行を淡路国守護職に補した¹⁹⁾もの、阿蘇孫熊丸を阿蘇社大宮司職に補した²⁰⁾もの、小多田社神宮寺ならびに同寺社領に軍勢甲乙人の乱入狼藉を禁じたもの²¹⁾（いわば禁制）も含まれている。わず

か一年の間に二二通とはいかにも多数であるが、この時期は第二の武家政権を模索する尊氏にとっては最大の試練の時であったわけで、尊氏が配下の武士たちとの間に所領を媒介とした強固な主従関係をとり結ぼうとしたために多くの袖判下文が出されたのである。

詳しくはのちの御教書の箇所述べるが、Ⅱの時期においては、尊氏は幕府を支える新しい御家人体制の創設に腐心していた。とくに畿内周辺の在地領主をその荘園領主との荘園制的服属関係から切り離し、これを幕府の最高権力者のもとに組織化するための、御判御教書を精力的に発給している。右述の尊氏袖判下文の多数の残存がこのことと一体の関係にあったことは言うまでもない。

Ⅲは、幕府樹立後、試行錯誤を重ねてきた幕府がなんとか二頭政治という一つの到達段階にたどり着くまでの二年たらずの時期である。この間に全三七通の尊氏袖判下文を収集することができた。⁽²²⁾ 分布上の偏りはない。その内容は、Ⅱと同様にすべて勲功賞としての所領の宛行である。その中には替地としての所領宛行、「依參御方」という理由での所領宛行のケースも含まれる。⁽²⁴⁾

続くⅣは、いわゆる二頭政治の時期である。その開始については建武五年八月の足利直義裁許状の出現を、終焉については貞和五年九月の直義一旦失脚を目安とすることができる。この正味一年の間に四三通の尊氏袖判下文を収集することができた。⁽²⁵⁾ 分布上の偏りはない。その内容は、ⅠⅡⅢと同様にすべて勲功賞としての所領宛行であるが、なかには宛行の具体的理由として「參御方」⁽²⁶⁾、「軍忠拔群」⁽²⁷⁾、「合戦討死之賞」⁽²⁸⁾、「度々召取悪党之賞」⁽²⁹⁾、「奉行事功之賞」⁽³⁰⁾

(幕府奉行人諏訪大進房円忠³¹) などともみられ、さらに替地として別の所領が宛行われたケースもある³²。恩賞としての所領宛行は将士の軍功に対してだけではなく、幕府奉行人の功勞(天龍寺造宮奉行の功)に対してもなされたわけで、そこには幕府の政治制度としての一定の達成度を感じ取られる。ちなみに、この時期の最後の段階で直義は一旦失脚する。

最後のVは、二頭政治の破綻ののち観応擾乱の期間を含めて尊氏の没時までの期間である。具体的には、直義の第一次失脚の貞和五年(一二四九)九月から、尊氏没の延文三年(一二五八)四月までの約一〇年の間。観応擾乱の結果として、二頭政治が解消することによって二元化されていた將軍權力が一元化されて、將軍の親裁權が強化される政治的環境の整った時期である。幕府支配の基礎を固めた尊氏が、その將軍としての權力を後継者たる義詮に移譲したのもこの時期であった。

幕府支配の飛躍的な展開期にあたるVの時期では、尊氏袖判下文の発給状況はどうであろうか。この約一〇年の間に収集できた尊氏袖判下文の総数は約七五通³³。これをもとに尊氏のこの時期における所領宛行権の性格を考えてみよう。尊氏袖判下文の用途がほとんど將士への勲功賞としての所領宛行であることは従来と変わりない。やや変わり種として、貞和六年二月尊氏袖判下文によって、河野通盛(法名善惠)を伊予守護に補した例がある³⁴。また観応元年二月五日尊氏袖判下文写は、赤松範資にあてて亡父円心遺領を安堵せしめるものである³⁵。本文書は写であるため発給者が明確でないが、他の事例から推していちおう尊氏のものともみておく。

Vの期間における尊氏袖判下文の残存に时期的な偏りはなく、コンスタントに発給されているが、この間の観応二年一月より文和二年九月までの約二年間、尊氏は直義追討と関東統治の安定化の目的で東国に下向している。この東国下向期間においては、出張中の尊氏と京都の留守を預かる義詮との間で、列島の分割統治（尊氏⇨東国以北、義詮⇨それ以外の地域）がなされていたことが指摘されている。⁽³⁶⁾

今一つ確認しておきたいのはその終見事例である。以下に引用する。⁽³⁷⁾

（足利尊氏）
等持院殿様
御判

下 佐渡大夫判官 法師法名
薄誉

可令早領知近江国馬渕庄北方地頭職筑後守事、
頼尚跡、

右為勲功之賞常陸国信太下条替、且所宛行也者、早守先例可致沙汰之状如件、

文和四年八月四日

右の文書は、「御判」の主（「等持院殿様」という追記を信頼すれば足利尊氏）が、佐々木導誉に対して勲功の賞常陸国信太下条の替地として、近江国馬渕庄北方地頭職（少弐頼尚跡）を領知させるという内容の袖判下文である。「等持院殿様」とはあくまで後日の追記であるから絶対に正しいという保証はなく、足利義詮の可能性もあるが、ここで

は一応追記を信頼して足利尊氏と見なしておきたい。

この文和四年八月の文書は、建武二年七月から継続して多数発給された尊氏袖判下文の終見であるから、尊氏は將軍としての所領宛行権をこの段階で行使することをやめ、それを嫡子で後継者の義詮に完全譲渡したものとみなすことができる。換言すれば、義詮の將軍見習い期間の終了は、尊氏没より二年八ヶ月前の文和四年八月とみられるのである。ここに義詮は実質的に將軍権力を掌中にしたものとみてよい（將軍宣下は延文三年一二月八日）。足利尊氏はこれ以降袖判下文を発給していないが、自身の花押を据えたいいわゆる御判御教書は依然として多く発給し、さまざまの活動を展開している。これについては後述する。

以上述べてきた足利尊氏袖判下文の歴史的な性格を明確にするためには、その政治的・軍事的活動において重なりを有する実弟足利直義、および嫡子で二代將軍足利義詮の発した下文との関係についてふれねばならない。このうち直義については、従来の研究では、主従制的支配権を掌握した尊氏に対し、直義は統治権的支配権を握ったと説かれてきた。この直義もⅡ～Ⅳの時期に、尊氏同様多くの下文を発給した。したがって尊氏下文と直義下文とを比較検討することは、両人の権限内容の相違のみならず、両人の政治的立場の違いを考えるうえで重要である。³⁸さらに義詮については、観応擾乱の終息後尊氏はその將軍としての権力を漸次譲渡したものとみられ、その具体的な状況は両人の下文を比較検討するによっておおよそ知ることができる。そのような理由から、ここで右の尊氏下文と比較検討するかたちで直義下文、および義詮下文の発給状況について略述しておく。

まず足利直義である。直義下文は、建武二年一月から観応二年二月にいたる一六年間に四〇通が知られている。⁽³⁹⁾ 先の時期区分ごとにいえば、Ⅰが一通、Ⅱが四通、Ⅲが九通、Ⅳが二四通、Ⅴが二通である。Ⅳの二頭政治期が抜群に多く、その前段Ⅲがこれに次ぐ。足利直義下文について、すでに半世紀前に笠松宏至が以下のように述べている。⁽⁴⁰⁾

たとえば下文くだしごみという様式の文書がある。この形式は、最も重要な場合に出されると同時に、文書発給者の権限を端的に知ることのできる種類の文書であつて、尊氏も直義も、みずから書き判を据えた下文を数多くいまにのこしている。ところが裁判の判決書や、所領の安堵あんどについて出された下文は、一通のこらず直義のものであつて、尊氏のもの一つもない。これに対して、恩賞として所領を新しく給与する、いわゆる新恩の下文はすべて尊氏発行の下文であつて、直義のそれはただの一通ものこされてはいない。

この笠松の指摘は、尊氏と直義の権限の違いをまさにズバリと言いつた至言であつて、現在の研究段階においてもこの指摘は不動である。⁽⁴¹⁾ 将軍と武士との間に主従関係を生起せしめる新恩給付権は、終始將軍の地位にあつた尊氏によつて掌握されていたわけで、いかに直義が裁判権裁判権＝統治権統治権の支配権によつて尊氏の地位を脅かそうとも、尊氏の幕府トップの地位は強固に守られていたとみられる。

次は義詮である。義詮は尊氏の嫡子で後継者であるから、尊氏との関係は直義とは自ずから異なっている。まず義

詮下文を尊氏のそれとの比較しつつ概観してみよう。

足利義詮の下文は「はじめに」で述べたように現在七〇通ほど収集することができるが、すべて父尊氏同様に袖判下文の形式をとっている。その初見は「久下文書」観応二年正月二〇日付⁽⁴²⁾、逆に終見は「前田家所藏文書」貞治六年九月一五日付である⁽⁴³⁾。それらの時期的な分布状況を見ると、父尊氏との関係において明らかな特徴が認められる。先述のように、尊氏は観応二年一月より文和二年九月までの約二年間、直義追討と関東統治の安定化の目的で東国に下向するのであるが、このいわば尊氏の留守中に全体の約半数三二通の義詮袖判下文が発給されているのである⁽⁴⁴⁾。この間、尊氏・義詮父子のあいだで統治地域の分担（尊氏Ⅱ東国以北、義詮Ⅱそれ以外の地域）があったことは前述したが、⁽⁴⁵⁾この短期間における多数の義詮袖判下文の発給状況を見ると、何らかの特別の事情の存在を予感させる。その特別の事情とは京都に滞在する義詮にとつてのものであろう。尊氏の京都不在の間、留守を預かる義詮は幕府の周辺を政治的に安定させる必要からこのような政策に出たものと考えられる。逆に尊氏からみても、義詮の多くの袖判下文による恩賞宛行権の行使はその留守を預らせるためにも必要な措置であつたろう。

いわば義詮の袖判下文は、結果的に尊氏不在の幕府運営を支え、ひいては尊氏の関東平定・統治の実現をもたらした最大の功労者とみるべきであり、次代將軍の地位を担う義詮の登場を全国にアピールする効果も随伴したものと考えられる。

第二節 足利尊氏寄進状

六五〇

足利尊氏の寄進状については、上島有の指摘がある。⁽⁴⁶⁾「武士に対する恩賞給付・所領充行に相当するものとして、社に対しては所領の寄進が行われた」とする上島の足利尊氏寄進状についての理解は以下のように整理される。⁽⁴⁷⁾

① 寄進状は下文の変形と考えることができる。

② 配下の武士への下文の署判はすべて袖判であるが、寺社に対する場合はそれとは異なり、尊氏寄進状の署判の位置は、一部の例外を除いて、康永二年ころを境にして、日下署判から奥下署判に変わる。

③ 寺社に対する書札札は配下の武士に対するそれより厚札であるが、それでも日下から奥下へ署判の位置が変動したことに意味があり、それは幕府権力の安定度が増したことを示す。

④ 尊氏の寄進状は建武元年の初頭からみられるが、この寄進行為は幕府の祭祀権に関するものであり、武士への行賞権が尊氏固有の権限であったように、幕府の祭祀権は武家の棟梁たる尊氏に属し、直義の干渉を許さなかった。

右の指摘を参考につつ、実際の尊氏寄進状を具体的に検討してみよう。筆者が収集できた尊氏寄進状は元弘三年から文和四年までの二二年にわたる全一一四通。⁽⁴⁸⁾その内訳を先の時期区分に即して言えば、Ⅰが一三通、Ⅱが一四通、

Ⅲが二三通、Ⅳが四〇通、そしてⅤが二四通である。残存数を年平均でみれば、最も多いのがⅡで、続いてⅢ、Ⅰ、さらに少ないのがⅣ、Ⅴということになる。全般的にみて、特定の時期に特に多く集中するというようなことは認められない。尊氏はその活動期間においては寄進状をフリーハンドに発給できる立場にあったものと考えられる。

寺社に対して出された尊氏寄進状に記される所領寄進の願意はその時々々の状況を直接的に反映するから、願意によつて尊氏の身边状況を推し量ることが可能である。その願意には様々な表現がみられるが、注目されるのは、以下の点である。

①特にⅡの時期に「天下泰平・所願成就」、「天下安全・当家長久之運」、「天下泰平・国家安寧」、「家内繁栄」などといった表現で軍事的・家門的な性格が顕著にあらわれていること。

②逆にⅣの二頭政治の時期には、幕府政治の相対的な安定を反映してか、①のような軍事的な色彩は影失せ、かわつて「造営料所」や「修理料所」など幕府が支援する寺社の経済的基盤^{II}料所としての寄進のケースが多くなる。

③ところが、観応二年（正平六年）末の正平一統開始以降、尊氏の東国下向の時期には、ふたたび①でみたような「天下安全・武運長久」が頻出し、一挙に軍事的色彩が濃厚になる。

右に見た願意の特徴は、その時々々の尊氏をとりまく政治的・軍事的な特殊事情を反映するであろう。特にⅡの時期

が尊氏にとっては室町幕府開設に向けた正念場であったため、それだけ尊氏には神仏の加護に頼る気持ちが強かったのである。なお同じような状況が観応二年一月以降の尊氏東国下向のさいにも生じたものとみたい。しかし寺社に対する寄進行為は追善料所の寄付など個人的かつ精神的・宗教的な理由によるものもあるし、そのような場合は右で述べたような政治的理由による寄進行為とは別に考えねばなるまい。

先の上島はその尊氏寄進状についての整理②のなかで、尊氏署判の位置は康永二年ころを境にして日下から奥下へと変化するとしたが、筆者の調査ではそのような変化は特に認められず、尊氏は終始日下署判と奥下署判の両様を使用して寄進状を発給したとみる方が実態に即している。④については、尊氏寄進状はすでに元弘三年一〇月から見られること、⁽⁴⁹⁾ 尊氏の寄進行為をその専掌する主從制的支配権で割り切るのはやや武断的に過ぎるのではあるまいかということを述べるにとどめたい。

尊氏寄進状についての節を終えるにあたり、最後にいま一つ指摘しておきたいことがある。それは尊氏寄進状の終見が、尊氏袖判下文のそれと同じ年であることである。先述したように、尊氏の袖判下文の終見は「佐々木文書」文和四年八月四日付であるが、一方尊氏寄進状の終見は「本願寺文書」文和四年正月二五日付である。⁽⁵⁰⁾ 尊氏袖判下文の消滅は尊氏の政治の第一線からの引退、嫡子義詮との交替を意味していると考えたが、そのことは同時に寄進状にも影響したのである。つまり寄進行為はすべてではないにせよ、所領宛行為（主從制的支配権）と近い関係にあったことは認めてよいと思われる。

ここで尊氏寄進状の特徴を明確にするためには、足利直義、さらには義詮のそれについてもふれておく必要がある。このうち約一〇点の寄進状を残している直義についてはすでに述べたことがあるので、以下の結論部分のみを記すにとどめる。⁽⁵²⁾

寺社への恩賞給付・所領宛行としての寄進は、尊氏がこれをもつばらに行い、直義の場合はとてもフリーハンドとはゆかず限定的であつたものと考えられる。

では足利義詮の場合はどうか。筆者が収集できた義詮寄進状は、観応元年一二月から貞治六年九月の一七一年間にわたる二六通。⁽⁵³⁾ 尊氏の寄進状が消える文和四年より以前のものが九通、残り一七通はそれ以降ものである。つまり、義詮は観応元年の執政参画の時点から文和四年までは父尊氏とともに寄進状を発給したが、それ以降は一人義詮の専掌するところとなつたものとみられる。

第三節 その他 禁制・過所

六五四

(1) 禁制

上島有は、かつて以下のように述べている。⁽⁵⁴⁾

…直義の下知状は裁許状だけでなく、禁制あるいは過所としても用いられる。禁制とは禁止事項を一般に知らしめるためのものであるが、…

右の上島の指摘のように、禁制とは「禁止事項を一般に知らしめるためのもの」であるが、その様式にはいくつかのパターンがあり、下文や下知状の形式上の名残りも認められる。足利尊氏、直義、義詮の三者にもそれぞれの禁制が残存しており、その発給状況を検討することによって、各人のこの面における活動の特徴を知ることができる。

まず足利尊氏である。尊氏は、直義のような下知状形式の裁許状は一点も出していない。そこで尊氏が発給した禁制をみよう。尊氏禁制としては、「東福寺文書」元弘三年五月一八日付の、「東福寺并所々末寺及国々寺領等」を対象に軍勢并甲乙人等の濫妨狼藉を禁止したものを初見とし、⁽⁵⁵⁾「赤間神宮文書」文和五年二月二八日付の、長州赤間関阿

弥陀寺にあててその寺内寺領への武士甲乙人の乱入狼藉を禁止したものを終見とする二三年間にわたる全二九通を収集することができた。

それらの尊氏禁制すべてを見渡した上での全体的な様式上の特徴としては、まず文面は「禁制」の常套表現で始まり、続いて対象となる寺社名・地域名などが書かれ、本文では乱入狼藉を働いた者は重科に処すなどの禁止事項が記されている例が多い。なかには通例の「禁制」の代わりに「制札」や「下」の文字で始まるものもあり、さらに先の常套表現をもたないものさえ存在している。また書き止め文言をみると、残存例ではほぼすべて「…之状如件」であり、直義の場合に希にみられた下知状形式の「…之状下知如件」は尊氏の場合認められない。

次に、尊氏禁制を先の時期区分に即してその特徴を個々に探ってみよう。

まずⅠの時期では、初見たる先の「東福寺文書」元弘三年五月一八日付のほか、同日付の「丹後金剛心院蔵木札」、それに「三島神社文書」元弘三年八月九日付の全三通が認められる。これらのうち前二者は日下に「源朝臣（花押）」と署判し、特定寺院たる東福寺や金剛心院を保護の対象としているのに対し、後者の場合は袖に花押を据えただうえで（この事例での袖判方式はのち常例となる袖判禁制の初例）、「禁制 海道路次并宿々狼藉事」とあるように、不特定の海道中の濫妨狼藉行為を制禁するという内容。両者は同じ禁制でも署判の仕方と制禁の中味において異なっている。次に述べるⅡとの関係でいうと、右の元弘三年八月の事例のあと尊氏禁制はしばらく姿を消し、再登場するのは建武政権から離脱したあとの建武三年五月からである。Ⅰの時期の尊氏禁制について要約すると、元弘の乱の最終場

面から建武政権期にあたっており、尊氏はさして禁制を発する場面は多くなかったものとみられる。

Ⅱの時期では、「古文書」建武三年五月二十八日付から、「紀伊国統風土記付録」建武三年一〇月二十七日付までの全九通。室町幕府成立前史というべきⅡの時期においては、大山寺・金剛心院・西福寺といった寺院を対象とする事例のほか、公家の久我長通家領山城国久我莊・久世莊を対象とした事例もあり、禁制の恩恵を受ける対象の広がりが見てとれる。尊氏の署判の仕方はすべて袖判形式である。

こうした尊氏禁制の発給は、幕府成立ののち、尊氏・直義の二頭政治への傾斜とともに下火となつてゆく。これはおそらく禁制発給が統治権的支配権を掌握する直義によつて専掌されるようになることと無関係ではないと思われる。Ⅲでは直義禁制も実例は少ないが、尊氏のそれも少ない。⁽⁶²⁾このような状況はⅣの時期になると、突如明らかなる差をあらわにする。それはⅣの二頭政治の段階に入ると、尊氏の禁制がまったくみられなくなり、残存する禁制はすべて直義の発給になるという事実である。⁽⁶⁴⁾このことはいわゆる二頭政治においては禁制は直義が担当したという前提に立たないと理解できない。

さて、最後のⅤの段階に入るとまた状況は変わってくる。二頭政治が破綻すると、「正平の一統」をはさんで、尊氏・義詮勢力と直義勢力との熾烈な抗争が再燃するが、尊氏発給の禁制は「妙顕寺文書」観応二年九月二二日付から、先述の「赤間神宮文書」文和五年二月二八日付の終見まで推定分を含めた全一五通。対する直義の禁制は、「鞍馬寺文書」観応二年正月二〇日付より、⁽⁶⁶⁾「円覚寺文書」観応二年一二月二三日付までの五通。⁽⁶⁷⁾むろん直義は途中で倒れる

けれども、尊氏―直義の戦いを反映して兩人ともに最も多数の禁制を残した時期である。

最後に、義詮の禁制について少し触れておきたい。義詮禁制では、「高野山文書」観応元年六月一九日付を初見に、「祇陀寺文書」延文四年六月日付までの全一〇通を収集した。⁶⁹ いずれも時期的にはVに属し、署判はすべて袖判、対象となった寺院は醍醐寺報恩院、妙顕寺、高野山金剛峰寺といった京都および畿内周辺の寺院が主で、それに尊氏のIIでみたような久我家領山城国久我荘も含まれている点は注目される。

(2) 過所

佐藤進一はかつて以下のように述べている。⁷⁰

…下って鎌倉幕府では、過所は過書とよばれ、上記(ロ)式下知状(執事・管領署判下知状のこと≡筆者注)に執権・連署署判の様式が用いられた。この様式が、室町幕府ではまず足利直義署判、ついで將軍・管領・奉行各署判へと受け継がれた。この時代の関市は軍事警察的な意味だけでなく、経済的意味から関所料(関賃、関銭)の徴収を目的としても設置されたから、過所はこの関銭を払わずに通過できるという関所料免許証書を意味した。

右の佐藤の指摘のように、過所（過書）とは「関銭を払わずに通過できるといふ関所料免許証書」のことであるが、尊氏・直義・義詮それぞれに若干数の過所を残している。具体的には以下のとおり。

- ① 「朴沢文書」元弘三年五月三〇日足利尊氏過所⁽⁷¹⁾ *奥下判
- ② 「萩藩閥閥録」建武三年正月二四日足利直義過所⁽⁷²⁾ *袖判
- ③ 尊経閣文庫所蔵「東福寺文書」建武四年一〇月一七日足利直義過所⁽⁷³⁾ *日下判
- ④ 同右、建武四年一〇月二一日足利直義過所⁽⁷⁴⁾ *日下判
- ⑤ 「高野山文書」暦応二年一二月一三日足利直義過所⁽⁷⁵⁾ *奥上判、下知状形式
- ⑥ 「温故古文抄」観応三年六月五日足利義詮過所⁽⁷⁶⁾ *日下判
- ⑦ 「大友文書」文和二年三月一〇日足利義詮過所⁽⁷⁷⁾ *日下判
- ⑧ 「前田家所蔵文書」文和四年三月一八日足利義詮過所⁽⁷⁸⁾ *日下判

右のうち尊氏の過所は①、②～⑤は直義の過所、そして⑥～⑧が義詮のものである。元弘の争乱期にあつては武門の棟梁としての足利尊氏が過所発給を行っていたが(①)、建武政権から離脱してのちは足利直義によつて担われ、直義の幕政における権力の上昇は、奥上署判の下文という文書形式によつて過所を発給するに至つたとみることができ

る。尊氏発給の過所が室町幕府開設ののち見られないことは注意してよい。観応三年以降になると義詮の過所しかみられないことから⑥～⑧、過所の発給権は義詮に掌握された可能性が高い。なお佐藤進一は先に奉行人連署下知状での過所についてふれたが、すでに南北朝期の暦応三年以降になると室町幕府奉行人連署奉書による過所があらわれている。⁸⁰⁾

右の過所の事例を文書形式からみると、⑤のみが下知状形式（書き出しは「下」、書き止めは「…之状下知如件」）であるが、その他の事例はすべて御教書形式（書き止めが「…之状如件」）である。これは趨勢としては過所が御教書に取り込まれつつあった状況を反映するであろう。

第二章 御教書系

新田英治はかつて以下のように述べている。⁸¹⁾

室町幕府文書において注目すべき現象は、將軍自身が発給主体としてあらわれる文書、すなわち將軍の直状が見られ、それが幕政上もつとも權威あるものとして君臨するようになった点であろう。すなわち、室町幕府將軍は、執事もしくは管領に命じて発給させる御教書とならべて、みずから花押もしくは署判を加えた直状形式の文書を

出すようになったのであり、これを将軍家御判御教書、もしくは将軍足利某御判御教書と称する。

つまり室町將軍の御判御教書は、室町幕府支配における將軍親裁權の表出であり、將軍の意志が表に出なかつた鎌倉將軍のそれとの大きな違いを象徴する文書である。室町將軍の御判御教書、特に足利義詮段階のそれにおいて注目すべきことは、それまで下文や下知状といった恒久的内容を用途とする文書の機能を御判御教書が吸収するという傾向の急速な高まりである。象徴的な言い方をすれば、公的性格の下文・下知状にかわる、私的な性格の御教書の時代の本格的到来といふことができよう。それはとりもなおさず、室町將軍の親裁權の強化という時代背景と密接に関係しており、つまるところ時代の色濃い反映ということになる。

以下この節では足利尊氏の御判御教書についての検討を行うが、下文・下知状を素材として尊氏と直義の公的権限の差異について分析した佐藤進一が、素材を「一応、下文・下知状に限った理由」についてはすでにふれたところである。

要するに、御教書は下文・下知状に比べて発給者の権限の所在を明瞭に表さない性格の文書形式であるから、特定の権限の有無を判断するための素材として使用するには適さないという趣旨である。確かに下文・下知状、御教書の本来の性格には、佐藤の指摘のように、公的・私的の差異のあることを認めなければならぬけれども、南北朝時代という変革の時代における將軍文書の最大多数を誇る御教書を除外してこの時代の歴史を語ることはできない。この

変革の時代の端々に御教書の性格を変化させた歴史的な要因が潜んでいるはずである。換言すれば、御教書が従来の下文・下知状の機能を取り込んでゆく過程のなかに、時代の変貌を見据える必要がある。

したがって、以下においては、右述の佐藤の指摘を十分に踏まえたうえで、御教書の公的性格への変身という側面に注意しつつ、多くの足利尊氏御教書を検討してみよう。

第一節 足利尊氏御判御教書

ふつう文書に名前をつける場合は、その文書の性格をもっともよく表すために、文書形式による場合、および文書の内容によるという二つの方法がある。たとえば、足利尊氏軍勢催促状という名は内容に即して付けられたものであるが、それは同時に形式から名づけると足利尊氏御判御教書である、といった類である。

そこで、本節では、足利尊氏御判御教書のうち特に多い、寺社に対する祈禱要請のための御祈御教書、および合戦のさい軍勢を集めるために発給する軍勢催促状、および将士らの軍忠を褒めるための感状、この三つの用途をあとまわしにして、先に、①所領の宛行、②所領の預置、③所領の安堵、④所務沙汰の遵行、の四つについて先に検討しておくこととしたい。

(1) 所領の宛行

足利尊氏が将士に勲功賞として所領を宛行うとき、袖判下文が用いられることは前述した。では、尊氏が御教書によつて所領を宛行つた事実はないのであろうか。こういう時注目に値するのが、建武三年七月〜同九月の間に尊氏によつて発された、新しい御家人身分の創出を目的とした御教書六通⁽⁸²⁾である。このうちの一例を以下に引用する。他方、直義はこの種の御教書を出していない。

(足利尊氏)
御判

山城国深草郷以半分、所宛行下司公文赤塚左衛門三郎忠清也、随軍忠可配分郷民等、且於忠清者、為御家人、弥可致忠節之状如件、

建武三年八月十二日

第二の武家政権たる室町幕府を樹立しようとする足利尊氏にとって、喫緊の重要課題の一つが御家人身分の創出であつたことは疑いない。御家人制度とは、惣領制のうえに鎌倉幕府が創始した幕府体制を支える仕組みであるが、尊氏は新しい幕府を開設するにあたって將軍に直接的に奉仕する御家人の増加を図つて御家人身分の創出を考案したの

であろう。一例としてあげた右の史料は、山城国深草郷の在地領主¹¹下司公文赤塚左衛門三郎忠清の事例で、尊氏が深草郷の半分を忠清に宛行うことによつて忠清と莊園領主との服属關係を断ち切り、忠清を尊氏のもとに引き寄せようとするものであつたとみられる。尊氏は忠清に対して、今後は「御家人としていよいよ忠節を致すべし」といつているのであるから、在地領主を御家人として取り込むことを目的としたのは明白であろう。洛中での合戦の最中であつた尊氏は、とくに京都近郊の在地領主層の自立にむけての運動を自己の陣営に取り込み、もつて山城周辺に強力な軍事基盤を築こうとしたのである。尊氏が光明天皇（光嚴上皇の弟）を踐祚させ北朝を樹立したのは、右の史料の日付けより三日後の建武三年八月一日のことであつた。

先にみたように尊氏が将士に勲功賞として新恩を与える場合に使用するのは下文であるけれども、右の事例をみると、特殊な状況のもとでの政策的な目的からではあるが、所領の宛行に御教書が使用されている。この二つのケースを同一次元で扱うことはむろんできないが、すくなくとも所領の宛行を用途としてある点では共通している。

尊氏の代に限つていえば、こうした尊氏御教書による所領宛行の事例は右の建武三年中の六例以外にみられない。次代の義詮も、所領宛行をほぼすべて袖判下文でもつて行つた点も変わりはない。しかし義詮が御教書によつて所領を宛行つた事例もまれながら認められることも考慮すべきであろう。⁸⁴戦乱の時代の大きなうねりは文書の用途区分にも影響を与えずにはおかなかつたのである。

(2) 所領の預置

預置くという行為は、「中世武家社会で、所領の持主がその管理を配下の武士に委ねる」ことで、「所領を充行う（永代給付する）のではなく、一時的に管理・用益を委任する」が、「実際には給付と同様の効果を生ずることも多」く、その一形態として「室町将軍が料所を奉公衆などに預ける際の御判御教書や御内書」による場合がある。⁽⁸⁵⁾

ここで注目するのは御判御教書による預置である。当該期において所領の預置は御判御教書の用途とするところであり、この種の足利尊氏御判御教書を整理すると以下ようになる。直義はこの種の御教書を出していない。

① 「如意宝珠御修法日記紙背文書」建武四年卯月一日足利尊氏御判御教書（富樫^(高家)介あて。兵糧料所として北条旧領を預置く）⁽⁸⁶⁾

② 「東寺百合文書」建武五年正月一五日足利尊氏御判御教書（佐々木豊前入道あて。備前国稲岡荘内の地を預置く）⁽⁸⁷⁾

③ 「南狩遺文」建武五年三月一日足利尊氏御判御教書（熊野山新宮別当御房あて。兵糧料所として紀伊国富安荘以下の地を預置く）⁽⁸⁸⁾

④ 「上杉家文書」貞和元年十一月一九日足利尊氏袖判御教書（上杉憲顕に越後国五十公郷内^(關所)分を預置く）⁽⁸⁹⁾

⑤「仁木文書」観応元年二月一日足利尊氏袖判御教書（仁木弥太郎^(義有)あて。義有に舍弟等跡を預置く⁽⁹⁰⁾）

右にみるように、建武四年より観応元年までは尊氏御判御教書が排他的に続いている点からして、この間にあっては所領の「預置」は尊氏の専管するところであったと推測することができよう。

しかし翌観応二年に入ると、義詮の御教書によってとって替わられる。その確実な初見は、「本郷文書」観応二年八月一日足利義詮御教書（袖判。本郷左衛門大夫あて。三河国為任郷^{中条刑部少輔跡}を預置く⁽⁹¹⁾）であり、以降「細川家文書」

貞治四年七月一日足利義詮御判御教書（日下花押。宮下野入道^{氏信}あて。備中国浅井郷内^{畠山丹波守跡}を曾我兵庫助に預置く⁽⁹²⁾）まで七通、排他的に続いている。おそらく義詮は「預置」の権限を観応二年より以降、独占的に行使したものと⁽⁹³⁾思われる。

以上を要するに、兵糧料所や勲功賞として所領を預置く権限は、所領宛行権に准ずる重要な將軍権力の一つで、はじめこの権限は尊氏によって掌握されていたが、二頭政治の破綻を機に観応二年ころから後継者義詮に委任されたものとみたい。ここではこの権限が直義によって行使されていない点、注目される。

(3) 所領の安堵

武士所領の安堵は専ら足利直義が下文という格式の高い文書によってこれを行ったことを前述したが、尊氏は下文とは異なる文書形式の御教書(94)で所領を安堵した。以下その類型を整理する。

① 元弘没収地返付令（建武三年）

佐藤進一はその著『日本の歴史9』南北朝の動乱』で以下のように述べている。(95)

尊氏が京都から丹波に退き、転じて兵庫に出ようとすること、つまり、当面有利な籠城説を排して、兵庫に本陣を定めるほどに武士の去就が問題であり、再起の成否をそれに賭ける、といった状況のなかで、尊氏は「元弘没収地返付令」を發布した。鎌倉幕府の滅亡直後に醍醐の發布した北条氏与党の所領没収令によって取り上げられた所領、それを返付するという法令である。…これは文字どおり反新政、そして先代（鎌倉幕府）復帰の法令である。武士たちはその適用をもとめて尊氏のもとに集まり、かれは一々花押(かおう)を署(しる)して、これにこたえた。今日のこる数多くの安堵（返付）状は、元弘の没収がいかに広範におこなわれたか、そして尊氏の返付

令がいかにかに歓迎されたかを、われわれに語ってくれる。

まことに「元弘没収地返付令」についての要を得た簡潔な解説であるが、いま少し関係史料をふまえて具体的に述べることにしたい。まず、この返付令によって武士たちの所領を安堵するという史料を整理する。その初見は、「小早川文書」建武三年二月七日小早川祐景申状(96)の裏に、

(足利尊氏)
(花押)

此所々元弘三年以来被収公云々、任相伝文書、知行不可有相違、若構不実者、可処罪科之状如件、

建武三年二月七日

と書き付けられているものである。内容は右の佐藤の指摘のように、後醍醐によって没収された所領の返付であるが、小早川祐景申状によれば、対象となった安芸国都宇・竹原荘について、「先年馳参篠村依軍忠、去々年預御推挙、去々年(建武元年)八月四日 綸旨(後醍醐天皇御旨)被進将軍家、則下給云々、知行無相違処、去年八月十六日召返云々、」とあるので、同荘は元弘三年の討幕戦での軍功により後醍醐天皇の綸旨によって小早川氏に与えられたが、建武二年八月十六日に収公されたことになる。収公の時点が中先代の乱後尊氏が反後醍醐行動をとった時期と同じ建武二年八月であることから、収公の理

由は小早川氏のそうした尊氏の行動への与同と考えられる。さきの史料中の「…綸旨ヲ被進 將軍家、則下給^{云々}、」の文言からは、小早川氏と足利尊氏との近い関係がうかがわれるし、そのことは同時に建武二年八月の収公の原因にもなり得たであろう。こう考えると、尊氏裏書にみる「元弘三年以来被収公」とは文字どおり、北条与党のみならず元弘三年より以降建武二年も含む数年の間に何らかの理由で後醍醐と敵対して収公された、という意味であろう。

御家人武士の申状の裏面に尊氏袖判で安堵文言が記された例としては、右の建武三年二月七日付を初見として、他に建武三年三月二九日付までの四点が知られるが、⁽⁹⁷⁾加えて常套表現の「元弘三年以来」の箇所が「元徳以来」と書かれている一例もあり、この法令の恩恵に預かろうとした在地武士のなかには拡大解釈したケースのあったこと、尊氏も在地勢力の組織化という喫緊の目的のもとそれを許容したことが指摘されている。⁽⁹⁸⁾

当初裏書安堵の様式をとっていた尊氏は、やがて独立した御判御教書でもってこれを行うようになる。その初見は建武三年二月一五日足利尊氏御判御教書で、⁽⁹⁹⁾文面は以下のとおり。

元弘以来被収公所領事、如元可有知行之状如件、

建武三年二月十五日

^(足利尊氏)
在判

河野九郎左衛門尉殿^(通感)

このような文面の尊氏御判御教書はこれ以降、建武三年三月二十九日付より同年二月一七日付まで一八通確認することができるが、それらの宛所はすべて南禪寺・東福寺・称名寺・高城寺など寺院の長老であり、この文書形式での収公寺領の返付が基本的には一般武士ではなく、より格式の高い寺院あてであることが知られる。その意味では先の河野通盛あてのものはやや異例であるけれども、残存史料によっておおざっぱにいえば、尊氏は建武三年前半には、専ら御家人武士に対して申状への裏書安堵によって、また同年後半には、専ら寺院にあてて御判御教書によって、それぞれに収公所領の返付を実施したものと考えられる。それらがいずれも時期的に建武三年に限られる点からみると、本節(1)で述べた所領宛行の御教書の発給と同様に、開幕直前における支配基盤の安定化という喫緊の必要に迫られての時限立法であった可能性が高い。ちなみにこの種の文書は尊氏のみによって発給され、直義はこれに関与していない点も両人の支配権の違いを考える上で注目すべきである。

②足利尊氏安堵御教書（建武四年以降）

ここでいう安堵とは元弘没収地返付とは異なる一般所領の安堵である。①で述べたように建武三年中においては尊氏による元弘没収地返付の安堵御教書はかなりみられたが、翌四年に入ると所領安堵の尊氏御教書は一転みられなくなり、その状況は観応二年ころまで続いている。つまり先の分類でいうと、Ⅱを中心とした時期（建武三年）には尊

氏の安堵御教書はかなり多くみられるものの、Ⅲ～Ⅳの時期にはそれが一旦消滅し、観応擾乱後のⅤになって再び多く現れるということになる。

このことは、尊氏・直義の二頭政治を特徴とする室町幕府初期の政治過程をふまえると、二頭政治の本格化とともに尊氏は安堵御教書を発給しなくなり、かわって直義がこの権限を専ら行使したのではないかという想定をさせる。他方、直義の安堵御教書を集めてみると、直義はⅣの時期、特に寺社にあてて多数の安堵御教書を残しており、その蓋然性は高いといわねばならない。先述したように、足利直義はⅡ～Ⅳの時期（建武政権離脱から二頭政治の破綻まで）に多くの安堵下文を発給したが（他方尊氏の袖判下文は所領宛行）、直義は下文によって御家人武士領の安堵を担当するとともに、御教書によって寺社領の安堵も担当していたことが知られる。

Ⅴの観応擾乱以降は、直義失脚後の尊氏・義詮協同による幕府体制の再編成、義詮体制の始動の時期にあたっていることもあって、尊氏は義詮とともに寺社や御家人武士に対して多くの安堵御教書を残している。管見におけるⅤに属する尊氏安堵御教書の初見は「高野山文書」観応二年四月二五日付（高野山金剛峯寺領備国太田荘を安堵¹⁰³）であり、逆に終見は「秋田藩採集文書」延文二年十一月八日付（陸奥岩崎掃部助に本領安堵。袖判¹⁰⁴）である。ここで延文二年が尊氏没の前年にあたることを考慮すると、尊氏は最終段階まで幕府政治の第一線から引退していなかったことが知られる。

足利尊氏の安堵御教書について総括すると、二頭政治の開始とともに袖判下文による所領安堵を行わなかった尊氏

は（基本的に直義に委任）、観応擾乱によって二頭政治が破綻すると御教書によって安堵行為に関わりを有したということになる。おそらく後継者義詮体制の補完的な役割であったと考えられる。

（4）所務沙汰の遵行

所務沙汰（所領をめぐる訴訟）の遵行とは、「所領に関する相論において、係争地の押領を停止してこれを幕府が認定した正当な権利者に引き渡すこと」⁽¹⁰⁵⁾である。上島有は「室町幕府文書」の解説のなかで、「所務沙汰の遵行」について以下のように述べる。⁽¹⁰⁶⁾

南北朝初期にあつては、所務沙汰の遵行命令は引付頭人奉書あるいは禅律方頭人奉書で行われたが、観応擾乱の影響で、観応二年六月、義詮は引付を廃止して、みづから遵行命令を出した。その初見は、観応二年八月一三日付のものであるが（神護寺文書）、これは袖判の御教書の形式をとっている。しかし以後は、（中略）すべて義詮の日下花押の御教書となる。

所務沙汰とは、中世特有の「沙汰付」（さたしつけ）という言葉で表現される法的行為である。「沙汰居」と言った

りもするが、その意味について現行の国語辞典は、「南北朝時代の訴訟手続で、論所（ろんしよ）を現に支配し、またその支配権を有する訴人が、有力な証文を提出して訴訟を提起した時、一応訴えの趣旨にまかせて、論所を守護または使節に命じて訴人に交付させること」と説明している⁽¹⁰⁷⁾。この説明は、右の上島の文章と同様、佐藤進一の、足利義詮が設けた「特別訴訟手続き」⁽¹⁰⁸⁾「一種の簡易裁判」という見解を踏まえている。簡単に言えば、足利義詮は引付方の機能を縮小して、所務沙汰の遵行をその親裁権のなかに取り込み、自らの御教書でもって発令したということである。では翻って、右で上島が「所務沙汰の遵行命令は引付頭人奉書あるいは禅律方頭人奉書で行われた」とする南北朝初期において、尊氏は所務沙汰の遵行にどのような関わりを持ったのであろうか。

Iの時期にあつては、尊氏は元弘三年中は独自の所務沙汰遵行権を行使した形跡があるが、建武元年に入るとその支配圏たる武蔵・伊豆などの国々における所務沙汰の遵行を「任決断所牒」、「任綸旨并決断所牒」のかたちで行っている⁽¹⁰⁹⁾。花押は日下。建武元年中のものは建武政権の裁許事項を遵行したものであるが、元弘三年中のものは文面にその明証がなく、先述した尊氏袖判下文の初見たる元弘三年二月二十九日付（「安保文書」）と照らし合わせて考えると、当時の尊氏の立場と動向を象徴しているように思われる。

さらにII・IIIになると尊氏御教書による遵行の事例はほとんどみられない。むろん直義にもこの種の御教書はなく、IV以降になって以下の「忌宮神社文書」の直義御教書がみられる⁽¹¹⁰⁾。

長門国二宮太宮司国道申、回国(備前郡)富安名事、任貞和二年十一月二日寄進状(足利尊氏)、不日可被沙汰付下地於国道代之状如件、

貞和五年七月十二日

(花押)

左兵衛佐殿(足利尊氏)

これを経てVに入ると（観応擾乱以降）、先の上島の指摘のように義詮御教書による所務沙汰の遵行例が頻出するようになる。つまり、観応擾乱以前の南北朝初期にあつては、所務沙汰の遵行は引付頭人奉書などで行われたが、擾乱以降の義詮の時代の本格化にともなつて、義詮御教書でもつて行うという方式が強化されたものと思われる。要するに、足利尊氏の代にあつてはその御教書の所務沙汰への関わりははまだ本格的とはいえない。

第二節 足利尊氏御祈御教書

御祈御教書とは、世俗の権力を持つ者が寺社に対して天下泰平や凶徒退治などを祈らせるために出した文書のことである。ことに密教祈禱の法験が兵力・武力以上の威力を持つと考えられた当時、幕府の最高権力者が寺社に対してこうした祈禱を要請するということはごく自然のことであつて、祈禱は將軍たる主君に対する「僧の忠節」といふべき性格の行為であつた。この僧の忠節に報いるかたちで將軍は寺社や僧個人に所領を寄進した。それは、俗的世界に

おける將軍―御家人の御恩と奉公の關係に比して何ら変わるところはない。南北朝時代にはこうした御祈御教書が盛んに出されており、とくに足利直義に即してはすでに検討したところである。¹¹²

では足利尊氏の御祈御教書についてみよう。管見に及んだ足利尊氏御祈御教書は、助法印あてて天下無為と家門繁昌を祈らせる「八坂神社文書」三元弘三^{〔行年考〕}一二月三日付より、東寺供僧にあてて天下静謐を祈らせる「東寺文書」延文三年二月一八日付¹¹⁴までの二五年の間にわたる一二三通。署判の位置はすべて日下で、その仕方はほとんど「(花押)」のみ、ごくまれに「尊氏(花押)」となっている。祈禱に対する尊氏のスタンスを物語っている。

次に先の時期区分ごとに見てゆくと、まずⅠの時期では、右述の元弘三年の初見事例一例にすぎない。建武政権離脱から幕府開創までのⅡの一年間では、「熱田神宮文書」建武二年二月二五日付¹¹⁵より、「美濃長瀧寺文書」建武三年一月三日付¹¹⁶までの全二七通にのぼる。时期的にみて尊氏にとっては幕府創業にむけての艱難辛苦のときであったため神仏に頼るところが大きく、このような多数の御祈御教書を残す結果となったのであろう。宛先に即してみると、関東から京都を経て九州に下り、さらに東上するという、この間の尊氏の軍旅の行程を反映して、対象となった寺社が地域的なバラエティに富んでいることがわかる。他方、直義についてみると、直義もⅡの時期に尊氏と同様の御祈御教書を一〇余通残しており、Ⅱでは尊氏・直義ともにこの種の文書を少なからず発している。

ところがⅢ・Ⅳでは、尊氏と直義間の差異が明瞭となる。すなわちⅢでは、直義のものがすべてを占め、¹¹⁷尊氏のもののみはみられない。この傾向はⅣの二頭政治期になつてますます顕著となり、尊氏のもの是一片たりとも見られない。¹¹⁸

これはおそらく二頭政治の開始およびその準備に伴う現象とみられ、すでに開幕の時期から尊氏は御祈御教書の発給を停止し、直義の専掌に委ねていたものと考えられる。

二頭政治が破綻後のVの時期では、尊氏と直義が御祈御教書の発給を自制・調整する必要はなくなり、直義の没落まではIIの時期のように、ふたたび兩人のものが入り交じるかたちで発給される。Vでは、いまひとつ観応擾乱を機にデビューを遂げる尊氏後継者義詮の御祈御教書にふれておかねばならない。直義没落ののち、尊氏と義詮は協力関係のもとでも多くの御祈御教書を残している。尊氏のそれは、「岩屋寺文書」観応元年二月二日付より¹⁹、先述した延文三年二月の終見まで約一〇〇通。また義詮のそれも「東寺文書」貞和六年二月二日付より²⁰、「水戸彰考館蔵鶴岡八幡宮寺文書」貞治六年六月一七日付までの約一〇〇通である。²¹

第三節 足利尊氏の軍事関係御教書

(1) 軍勢催促状

南北朝時代には動乱の世相を反映して、合戦関係文書としての軍勢催促状・感状、軍忠状・着到状などの文書が多く残されている。²² 軍勢催促状とはふつう武将が合戦の味方の軍勢を招集するために出す文書であり、また感状とは招

集に応じて合戦に参加した将士の軍功を賞するために出した文書である。したがって軍勢催促状と感状とは対応関係をもつ文書ということが出来る。ふたつとも軍事と密接な中世武家社会の運営にとって極めて重要な文書であることはいままでもない。さらに寺院などの宗教勢力の場合も同様の範疇で捉えることが可能であり、寺院に対する御祈御教書と寄進状は、一般武士の場合の軍勢催促状と感状（所領充行の下文も含む）の關係に相当すると考えてよいであろう。

さて、まず足利尊氏の軍勢催促状の残存上の特徴を整理しておこう。筆者が収集できた御教書形式の足利尊氏軍勢催促状は、「有造館本結城古文書写」建武二年八月一日付を初見とし、「平姓祢寝氏正統文献」延文二年二月二日付を終見とする、二二間にわたる約一六〇通である。宛所はすべてに備わっている。

尊氏の軍勢催促が本格化するのはⅡからである。「大友文書」建武二年二月一三日付がⅡの初見であり、これより「安芸田所文書」建武三年九月三日付までの約七〇点(26)が残存している。一年足らずの間にこれだけ多くの尊氏軍勢催促状の残存は、この間の軍事的状況が他に例をみない熾烈さを極めたことを裏付けている。これらの尊氏軍勢催促状の文面において誅伐の対象となっているのは新田義貞・肝付兼重・菊池武敏たち、なかでも極めつけは新田義貞である。それだけにこの時期における尊氏にとっての最大の敵手が新田義貞であったことが明確に知られる。

いま一つ直義との関係で、弟直義の軍勢催促状が尊氏のそれが出始める建武二年二月より一ヵ月も早い一月初めに出始めている事実(27)に注目したい。なぜなら、軍記物にみられる、尊氏が後醍醐天皇との対決を躊躇している

とき直義は兄尊氏の逡巡を後目に軍事行動を起こしたというくたりが発給文書によって裏付けられるからである。

次にⅢ（幕府成立から二頭政治開始まで）、およびⅣ（二頭政治期）においては、現段階の刊本史料では尊氏軍勢催促状と命名された事例は残存するのであるが（ⅢⅡ七通、ⅣⅡ四通）、それらはすべて案文・写であり、原本にみる花押自体によって確認されたものではない。¹²⁸したがってそれらは尊氏ではなく直義のものである可能性は否定できない。そこで多少武断的な言い方をすれば、室町幕府の草創期から二頭政治期にかけて尊氏は軍事指揮権をすっかり直義に委ねたのではないかとする先稿²⁹の検討結果に引きつけて、Ⅲ・Ⅳの時期に属する軍勢催促状は尊氏のものではなく直義のそれとみなすことはできないであろうか。むしろそのように理解した方が当時の幕府の軍事指揮権のありようを考える場合無理が少ないといえよう。Ⅲの段階での最大の敵手は北畠顕家であった。

観応擾乱以降のⅤについて述べると、尊氏軍勢催促状は「三池文書」観応元年四月二十七日付より、先述の延文二年二月の終見¹³¹まで七年間に約八〇通を収集した。尊氏の没年は延文三年であるから、その前年まで出し続けたということになる。内訳でいえば、観応擾乱の間（観応元～三）が争乱の激しさを反映して最も多く、この三年間で六二通を占める。なかでも特徴的なのは、実子でありながら父に叛逆した直冬、および観応二年後半から再び戦うこととなる直義をそれぞれに誅伐せよというものである。対直冬については、観応元年四月二十七日付（先述「三池文書」）から「岡山県立博物館所蔵 河本家文書」同年一月八日付¹³²までの全一三通が残り、加えて五年後の文和四年二月にも同様の軍勢催促状が二通認められる¹³³。さらに対直義については、観応二年二月一二日付から、正平六年（観応二）一一

月一三日付まで全九通認められる。¹³⁵ IIの新田義貞の場合と同様、観応元～二年の尊氏にとつての最大の敵手は実子足利直冬と実弟直義であったわけである。以降文和二～四年にも各年々に三～六通の残存例を認めることができるが、続く延文元は0、延文二年の一通が終見となる。ここにも袖判下文・寄進状の場合と同様に、文和四年あたりが尊氏の軍勢催促にとつての重要な潮目であったことを反映している。

なお、直義の軍勢催促状との関係はどうであろうか。これについては先稿で述べたので結論だけ述べておくと、室町幕府の草創期、特に二頭政治の時期には、尊氏は軍事指揮権をことさらに行使しておらず、もっぱら直義に委任していたのである。

最後に、義詮の軍勢催促状について付言しておこう。義詮の軍勢催促状は、「安宅文書」観応元年六月三日付より、「毛利家文書」貞治五年九月二日付までの全約六〇通を収集した。¹³⁸ 父尊氏の場合とは異なり、直義や直冬を討てという内容のものはない。分布上のピークは文和元年（観応三）であり、約半数がこの年に集中している。山城八幡や河内東条などでの南朝軍との戦いの激しさを物語る。この年を境目として義詮軍勢催促状の残存数は尊氏のそれととも減少傾向に転じ、延文以降になるとほんの数通、年によっては0通というものもある。幕府をめぐる軍事情勢の比較的な安定が背景にあるものと考えられる。なおこの間、尊氏・義詮父子のあいだで軍事指揮の面で何らかの分担と調整があつたものか否か明瞭ではない。

(2) 感 状

続いて感状である。先述のように、感状とは、軍勢の指揮者が合戦における将士の軍功を賞するために出す文書であり、将士にとつては後日恩賞を獲得するための支証となる重要書類である。したがって感状は軍勢催促状と似たような残り方をなしている。

筆者が収集した足利尊氏感状は、「日御崎社文書」建武三年三月五日付を初見として、「門司文書」延文二年二月一日付を終見とする、約二〇年間に総計約一五〇通であるが、分布上の最高のピークをなすのは建武三年（残存数約六〇点）、これに次ぐのが観応三年（文和元）（残存数約三〇点）であり、この二つの山は、当該年が一連の南北朝動乱のなかでも特に熾烈を極めた年であったことを直截に示している。

足利尊氏感状の残り具合をみてゆくと、まず建武政権からの離脱までのⅠの時期にはまったくみられない。その後Ⅱに入ると、建武三年三月からは御家人武士に対する感状が数多く出始め、先述のとおり実に多くの事例が同年中に残っている。しかし二頭政治期の前段ともいえるⅢに入ると急激に減少、その傾向はそのまま継続しⅣではほぼ皆無の状態を迎える。このことは前稿で指摘したように、二頭政治期においては尊氏はことさらに軍事指揮権を行使していないことによるものと考えられる。¹⁴⁾

最後に尊氏の感状で興味深いことを一つ付言したい。それは尊氏が建武三年に発給した感状で、宛所を欠く薄礼の

書式のものが一時期に多数集中して残存していることである。具体的には、厳密にいうと先に初見としてあげた「日御崎社文書」建武三年三月五日付がそのさきがけなのであるが、「末吉文書」建武三年六月二日付から、「門司文書」同年一〇月一七日付までの、約半年間に出された全約五〇通の尊氏感状は宛名が本文中に内包されて通常の独立した場所がない。それらの名宛人の名前をみれば、おおざっぱにいて九州や中国地方を中心とした西日本地域の中小的御家人武士が多い。かれらに対して宛名の内包された簡易な方式での感状が発給された事情を推測すると、九州から上洛し京都を占拠した直後の尊氏のもとに群集する味方の中小御家人武士に対して、尊氏はこうした簡便な感状をもって倉卒ながらもかれらの要望を受け止め、かれらを支持勢力として繋ぎとめようとしたものと察せられる。当期の尊氏の特異な立場と多端な身辺状況を彷彿させる。

第四節 その他

(1) 綸旨・院宣の一見

足利尊氏の文書のなかには、「…院宣（綸旨）加一見候了」などという表現がみられる。直義や義詮の文書も同様で、王朝の勅裁たる院宣・綸旨に対して、かれらが一見を加えてその効果を保証するというもので、いわば勅裁を幕

府権力でもって施行する役割を果たしている。冒頭に「武家施行」との注記をもつものもあり（後掲一覽⑥⑩）、機能的には施行状の役割を果たしたと考えられる。尊氏および直義のものでは以下の一五通を収集した。

- ① 「勸修寺文書」「建武三」八月一日足利尊氏院宣一見状（山科中将入道教行あて。書き止め「謹言」¹⁴⁴）
- ② 「久我文書」「建武三」九月一八日足利尊氏院宣一見状（民部権大輔あて。書き止め「謹言」¹⁴⁵）
- ③ 「天龍寺文書」「建武三」十一月二三日足利尊氏院宣一見状（臨川寺方丈あて。書き止め「恐惶謹言」¹⁴⁶）
- ④ 「前田氏所藏文書」「建武三」十一月二九日足利直義院宣一見状（南禅寺長老あて。書き止め「恐々謹言」¹⁴⁷）
- ⑤ 「海藏院文書」（建武三）一二月二日足利尊氏院宣一見状（室町殿近衛基嗣あて。書き止め「恐惶謹言」¹⁴⁸）
- ⑥ 「根岸文書」「建武四」二月八日足利直義院宣一見状（宛所なし。書き止め「状如件」¹⁴⁹）
- ⑦ 「東寺文書」建武四年三月四日足利直義院宣一見状（大勧進教覚房あて。書き止め「状如件」¹⁵⁰）
- ⑧ 「続左丞抄紙背」「建武四」五月一日足利直義院宣一見状（宛名欠。書き止め「状如件」¹⁵¹）
- ⑨ 「阿波国徴古雑抄所収文書」（建武四カ）九月一日足利尊氏院宣一見状（民部権大輔あて。書き止め「謹言」¹⁵²）
- ⑩ 「東寺文書」康永元年二月二日足利直義院宣一見状（三寶院賢俊大僧正御房あて。書き止め「恐惶謹言」¹⁵³）
- ⑪ 「東寺文書」康永二年一〇月三〇日足利直義院宣一見状（三寶院賢俊大僧正御房あて。書き止め「謹言」¹⁵⁴）
- ⑫ 「桂文書」康永三年一〇月二九日足利直義院宣一見状（泉涌寺長老あて。書き止め「状如件」¹⁵⁵）

- ⑬ 「東寺百合文書」(貞和四カ) 八月二一日足利直義院宣一見状(東寺長者僧正御房^{實後}あて。書き止め「恐惶謹言」⁽¹⁵⁶⁾)
- ⑭ 「東寺百合文書」文和四年二二月三日足利尊氏^(公收)繪旨一見状(泉涌寺長老あて。書き止め「状如件」⁽¹⁵⁷⁾)
- ⑮ 「実相院文書」延文元年五月二五日足利尊氏^(増上)繪旨一見状(南瀧院僧正御房あて。書き止め「状如件」⁽¹⁵⁸⁾)

これらの実例のうち、尊氏のもの①～③、⑤⑨、⑭⑮の全七例、他は直義のものである。総じて言えるのは、宛所がすべて公家・高僧であり、差出者尊氏・直義の花押の位置もすべて日下。無年号のものや書き止めに「謹言」使用が多く、概して一見状は厚礼でしかも書状に近い私的な文書の形式をとっている。勅裁たる院宣・繪旨を一見するという行為の性格を物語っているが、こうした行為が幕府と朝廷との政務上の連携関係の一端を表していることは言うまでもない。

さらにこれらを政治史のうえに置いてみよう。时期的にみると、①②がⅡに、③～⑨がⅢに、⑩～⑬がⅣに、⑭⑮がⅤにそれぞれ属する。二頭政治期のⅣに属する⑩～⑬のすべて直義のものであるから、まず二頭政治期においてはこうした一見状の発給は直義の専掌するところであったことがいえよう。よく言われる直義と公家政権との親密な関係もこの想定を支える。またⅣに隣接するⅢ・Ⅱについて言うと、Ⅲになると直義の関与がみられるが、Ⅱでは直義の関与は確認されず、武家政権の代表者たる尊氏の所管事項だと察せられる。

逆に観応擾乱後のⅤでは、事例自体が多くないが、直義失脚後では一見状の発給は將軍たる尊氏の専管事項となっ

たものと見たい。なお⑬⑭ではそれまでの「院宣」にかわって「綸旨」が登場するが、これは観応擾乱を境にそれまでの光厳上皇院政が終わり、かわって観応三年（文和元）八月一七日より後光厳天皇親政が始まったことによるものである。

ちなみに、尊氏一見状の終見⑮以降、こうした一見状は嫡子で後継者の義詮によって発給されている。その初見は尊氏没（延文三年四月三〇日）に先立つ「実相院文書」延文元年七月一〇日付であり、以降そのまま継続して將軍足利義詮の専管するところとなる。¹⁵⁹

（2）祈願所の指定

祈願所（祈禱所とも）とは、密教修法の効験によって世俗権力を精神的に支えるために指定された特定寺院のことをいうが、室町幕府も鎌倉幕府同様にこれを設定した。初期室町幕府の祈願所については、直義に即して述べた前稿で以下のように指摘した。¹⁶⁰

祈願所の指定は初め尊氏よってなされていたものの、遅くとも暦応三年ころ以降は直義の行うところとなり、二頭政治の時期には直義の専権となっていたものと考えられる。このことは二頭政治における直義の宗教政策面で

の主導権と関連づけて理解すべきであろう。

六八四

いまして尊氏に即して付言しよう。尊氏が祈願所を指定した実例では（可能性も含めて）、①「円覚寺文書」建武三年八月一三日足利尊氏御教書（武蔵国金陸寺を祈願所となす）、②「西行雜録」暦応元年十一月一六日足利尊氏カ御教書（日向カ大慈寺を祈願所となす）⁽¹⁶²⁾しか管見に入らず明確なことは言うことができない。

しかるに、以降残存史料による限り暦応三年三月二七日にはすでに足利直義の祈願所指定の御教書（鎌倉保寧寺を祈願所に指定）⁽¹⁶³⁾が出ており、以降直義は、貞和四年十一月七日御教書（粟飯原清胤の申請に任せて近江長樂寺を祈願所に指定、にいたるまで約一〇通の祈願所指定の御教書を独占的に発給している。このことを踏まえて、右の拙稿引用文では「二頭政治の時期には直義の専権となっていたものと考えられる」とした。

ちなみに、観応擾乱で直義が失脚した後どうなったか。結論からいえば明瞭ではない。すくなくとも観応三年には尊氏御教書による祈願所指定の事例が二つだけ見られるもの、⁽¹⁶⁵⁾それ以降は関係史料がなく不明というしかない（義詮のものは管見におよばない）。

第三章 足利尊氏文書をめぐる若干の論点

第一節 守護職の補任

守護職は武家政権の全国支配を支える制度的基盤であって、守護とはいわば幕府命令の国別執行人であったから、幕府が守護の選任に多大の意を用いたことは言うまでもない。守護の補任権は將軍の掌中の、守護統率のための最大の権限であった。そのようなことから守護職は当然ながら勲功賞の対象ともなった。將軍の広域支配を可能としたのもこの守護の制度と言つてよい。

足利尊氏による守護職補任関係の文書を整理すると左のようになる。

- ① 「如意宝珠御修法日記紙背文書」建武二年九月二七日足利尊氏袖判下文（袖判脱カ。富樫介高家を加賀国守護に補す⁽¹⁶⁶⁾）
- ② 「皆川文書」建武三年正月二二日足利尊氏下文（袖判カ。長沼秀行を淡路国守護に補す⁽¹⁶⁷⁾）
- ③ 「上杉家書」建武四年卯月二二日足利尊氏袖判補任状（上杉朝貞を丹後国守護に補す⁽¹⁶⁸⁾）
- ④ 「佐々木文書二」建武五年卯月一四日足利尊氏袖判補任状（佐々木導誉を近江国守護に補す⁽¹⁶⁹⁾）

- ⑤ 「佐々木文書二」康永二年八月二〇日足利尊氏御判御教書（佐々木導誉を出雲国守護に補す）⁽¹⁷⁰⁾
- ⑥ 「予陽河野家譜」貞和六年二月一七日足利尊氏下文（判位置不明。河野善恵を伊予国守護に補す）⁽¹⁷¹⁾
- ⑦ 「今川家古文章写」観応元年七月二八日足利尊氏御判御教書（判位置不明。今川頼貞を但馬国守護に補す）⁽¹⁷²⁾
- ⑧ 「今川家古文章写」文和二年八月二一日足利尊氏御判御教書（今川範氏を駿河国守護に補す）⁽¹⁷³⁾

右にみるように、守護職の補任はI～Vの全時期において、すべて尊氏の手によってなされており、尊氏の専管するところであった。いかに強大な権力者とはいえ直義はこれに関与できなかつた。⁽¹⁷⁴⁾ その補任文書は、袖判下文、その変形たる補任状、あるいは御判御教書の様式をとっている。

尊氏による守護職補任の最後は右の⑧であるが、以降の守護補任は嫡氏義詮の行うところとなっている。その初見は「佐々木文書二」文和四年五月八日足利義詮御教書（日下判。佐々木導誉を上総国守護に補す）⁽¹⁷⁵⁾ で、終見は「佐々木文書二」貞治五年八月一〇日足利義詮御教書（日下判。佐々木導誉を元のごとく出雲国守護に補す）⁽¹⁷⁶⁾ である。一年にわたるこの間に、全一通の義詮の守護職補任状を収集することができた。それらに共通する特徴は、「〇〇国守護職事」で始まり「状如件」で書き止められる御教書形式であること、それに義詮の花押は日下にあること。尊氏存命中の文和四年五月からすでに発給が始まっていることも守護職補任権の委譲を考えるうえで注意されるが（義詮の所領宛行の袖判下文初見はもっと早く観応二年正月）、尊氏段階では下文形式の補任状が存在したことを併考する

と、次代の義詮の段階では將軍権力の強化に伴って守護補任の文書様式が御教書に統一された模様で、そこには幕府による意志的な文書体系の整備の進捗状況がうかがわれよう。

第二節 官途の推挙

筆者は先に足利直義の官途推挙状の検討を行ったとき、二頭政治開始以前のⅠ～Ⅲの時期には事例がなく、二頭政治期のⅣに三例、破綻後のⅤに一例がみられること、これに対し尊氏の場合は、観応二年になって初めて始めること、この二つのことがらを踏まえて、二頭政治期にあつては官途推挙状は直義が寺院造営などに功績のあつた御家人武士への「成功」として専ら推挙したこと、その直義の官途推挙権は特別便宜的なものであつて限定性を伴つたことなどを指摘した。¹⁷⁾

そこでは直義を直接の対象としたため、Ⅴの尊氏については詳しくはふれていない。そこで以下においては義詮との関係において尊氏の官途推挙状について述べたい。まず関係文書の残存数についていえば、尊氏については、初見である観応二年正月二四日受領書出（「入江文書」）より以降文和二年九月九日推挙状（「蠹簡集残篇」）までの一四例（受領書出、証判を含む¹⁷⁸⁾）を確認することができる。他方義詮については、「東北大学図書館蔵 米原文書」観応二年二月一五日大槻光秀申状（藏人への推挙を申請）の袖に加えた証判を初見として全七例が確認される¹⁷⁹⁾。さらに尊氏没

の延文三年四月以降義詮没の貞治六年一二月までの義詮治世九一年間に義詮の御教書形式の推挙状二通が確認される。⁽⁸⁰⁾つまり、尊氏の存命中、官途推挙権は少なくとも文和二年までは、尊氏・義詮父子によって分掌されたことになる。

右のうち推挙の対象となった官位を列挙すれば、尊氏の場合、「豊前守」・「隼人佑」・「左衛門尉」・「右近将監」・「修理亮」・「彈正忠」・「右京亮」・「周防守」・「靱負尉」・「左兵衛尉」・「掃部助」・「刑部大輔」・「右京亮」などがある。また義詮の場合は、「藏人」・「廷尉」（檢非違使尉）・「刑部大輔」・「左兵衛尉」・「名国司」・任遷などがある。いずれも配下の御家人武士の所望により公家に「挙申」（推挙）したものである。行賞の対象として推挙されたかか受領クラスの官職はその相対的なレベルからみたとき、さほど高いものとはいえない。注目すべきは、右でふれた観応二年二月一五日大槻光秀申状（「米原文書」）の袖に加えられた義詮証判（前期型花押⁽⁸¹⁾）であって、三日前の同月一二日付で尊氏が同様のことを行っていることから推せば、尊氏のこうした形での官途吹挙権の一部が義詮によって分掌されたものとみられる。

ここで官途推挙権の推移についていえば、二頭政治の開始とともに官途推挙権は条件付きで直義が握っていたが、観応擾乱以降になると將軍尊氏・義詮父子によって分掌され、延文三年の尊氏没後は將軍に就任した義詮の専掌するところとなった。尊氏・義詮の場合は直義のような「成功」の限定性はなかったであろう。

ちなみに、「冷泉家文書」には歌道の大御所冷泉為秀（前参議）を中納言に推挙する内容の、（貞治六年）一一月一六日足利義詮書状が収められている。⁽⁸³⁾これは將軍義詮が為秀の歌道の門弟であり、為秀が義詮の威光を借りて昇進し

ようと企てたことによるが、義詮推挙状が「状如件」で書き止められる御教書ではなく、「恐々謹言」の書状（御内書）である点も注意すべきである。¹⁸⁴

第三節 勅裁の移管先

鎌倉時代はもとより南北朝時代においては、自らの力で処理できない王朝の裁許（勅裁）は幕府の執行システムにのせることよって執行された。そのため関係文書として、①勅裁（院宣・綸旨）、②公家施行状（鎌倉時代には関東申次、南北朝時代には武家執奏の施行状）、③武家施行状（受理した幕府側の施行状）の三点がセットとして出されることになる。もとより現時点でその三点とも揃って残存しているとは限らない。ここで着目するのは②の宛名である。幕府との交渉において公家側の正式な窓口である関東申次・武家執奏が幕府に向けて発する②の宛名は、当該期の幕府側の交渉の正式窓口であるからである。

このうち南北朝時代については、建武四年から永徳二年までの四五五年の間にそうした事例の残存が知られている。では具体的にみてゆくと、尊氏・直義の時代にはどのように行われたであろうか。すでに「少なくとも貞和二年（五年の間は②の公家施行状は直接に直義に充てられた可能性が十分にある）」¹⁸⁵と指摘したことがあるが、すでに二頭政治の期間に含まれる暦応二（四年）において高師直（將軍執事）にあてられた実例がある¹⁸⁶ので、二頭政治の開始後直ちに

直義にあてられたとは考えにくい。康永三、貞和四年の間高師直は引付頭人であった明証⁽⁸⁷⁾もあるし、貞和五年の最終段階まで直義と師直とは呉越同舟とはゆかないまでも、なんとか協調姿勢を保ったとみるべきであろう。

そこで問題となるのは尊氏の立場である。おそらく貞和六年（観応元）二月には義詮にあてられるようになる②は（以降この方式が貞治六年の義詮没まで継続）、建武四年の初見事例を含めて尊氏にあてられた証跡はない。なぜ將軍たる尊氏にあてられなかったのであろうか。結論から先にいうと、筆者は鎌倉時代の公武交渉のルールを踏襲したためと考えている。鎌倉時代の公武交渉のルールを具体的に関係文書についてみると、②のあて先は鎌倉幕府と六波羅探題との二つのケースがあるが、幕府むけ（残存する実例は六波羅あてに比べて少ない）は將軍ではなく執権にあてた関東申次西園寺某の直状の形をとり、他方六波羅むけは探題にあてた家司の奉書の形をとっている⁽⁸⁸⁾。

室町幕府創立当初の公武関係では、右に述べたような鎌倉時代以来の公武交渉の枠組み、簡単にいえば関東申次から幕府執権へという方式がそのまま採用されたため、②の公家執行状は、將軍家（尊氏の正式な將軍就任は建武五年八月）執事あての武家執奏西園寺家の家司奉書の形をとったものとみられる。なぜ対六波羅方式が採用されたかは明確ではないが、室町幕府が京都に置かれたことと無関係ではあるまい。このようにみると、公武関係において室町幕府の執事は鎌倉幕府の執権と同格ということになる。

むしろ鎌倉時代に関東申次のポストを世襲した西園寺家の家督実俊（公宗の嫡子）がいまだ幼少で武家執奏の任にたえないという事情もあったろう⁽⁸⁹⁾。そのような方式が二頭政治期の半ばまで続き、やがて政治権力を掌握した直義と

王朝との間でとりきめがなされ、②は武家執奏の直状のかたちで足利直義にあてて出されるようになったものと察せられる。こうした新たな方式は、王朝側の窓口武家執奏本人と幕府側の最高権力者（将軍）とを直接的につなぐ正式ルートとして定着し、永徳二年のその終焉まで運用された。その意味ではそれは鎌倉時代以来の朝廷と幕府の関係を再編成した、新しい時代の到来を象徴するできごとであったといえる。

では將軍尊氏がこの間いかなる立ち位置にいたかという点、尊氏は前述したように恩賞宛行の袖判下文を出し続けているので、政治の世界から身を引いたとは到底考えられず、依然として幕府の最高権力者の座にとどまっていたとみるべきであろう。②の公家施行状が尊氏に充てられなかったのはそのような理由による。尊氏は公武交渉の埒外にあったのではなく、政務を直義に委任していたため史料のうえに姿を現さなかったただけのことで、幕府運営のおおもとは執事高師直を介してきちんと抑えていたものとみられる。

第四節 禅寺の列次、住持職の補任

(1) 五山・十刹・諸山

室町幕府は全国に散在する有力禅寺を官寺として統制するため、五山・十刹・諸山の三種のランクに格付けし、僧

録を置いてそれらを管轄させた。いわゆる五山・十刹の制である。この室町幕府の寺院制度が確立して、その文化的所産としての五山文化が開花するのは幕府が公武統一政権としての力量を蓄え、あわせて日明間の対外交流の果実を享受した三代將軍義満以降のことである。したがって本稿で扱う尊氏の時代はその前史ともいえるべき段階にあたり、義満以降の全盛期を考えるうえでないがしろにすることはできない。

問題は、足利尊氏が五山・十刹・諸山にどのような関わりを有したか、特にそれらの列次指定にいかに関与したかということである。このことについては公家政権Ⅱ北朝との関係、とくに光厳上皇院宣との関係に留意する必要があるが、いまは尊氏の関わりの方に限定することとしたい。

まず三者のなかで最高位の五山であるが、尊氏が五山の列次に関わった証跡はない。次に十刹である。「天龍寺文書」に次の足利尊氏の自筆御判御教書が収められている。¹⁹⁰

嵯峨臨川寺事、

後醍醐院 勅願、夢窓(陳石)国師寂場也、禪宗再興之聖跡、君臣帰依之靈地、信仰異他、仍雖為門徒寺、任東福寺之

先例、所准十刹之列也、宜為散在諸山之最頂、弥專開山行道之宗風之状如件、

文和二年十二月廿六日

尊氏(足利)
(花押)

右史料にみるように、尊氏は京都西郊の臨川寺を「後醍醐院勅願、夢窓国師寂場也、禪宗再興之聖跡、君臣帰依之靈地、信仰異他」という理由で、「任東福寺之先例、所准十刹之列」であり、「宜為散在諸山之最頂、弥專開山行道之宗風」らにせよと下命している。要するに、尊氏は文和二年一二月、臨川寺を十刹の列に准じたのである。

実はその翌文和三年正月二六日には、後継者の義詮が同様の御教書を残している¹⁰¹。右掲の尊氏のものと比較して異なるのは、「任東福寺之先例」より以下の部分が、「可准十刹之由、被仰門徒了、存其旨可被執務之状如件」となっていることで、宛名も「当寺長老」と異なっている。

この二つの御教書の時間的な懸隔はわずか一ヵ月、前者は「門徒」にあて、後者は「当寺長老」あてであるので、二文書はそれぞれの宛先に別々の目的で発せられている。尊氏・義詮父子は、本件に対して役割を分担する格好で関わっているのである。なお義詮が独自で十刹指定に関わった史料は管見に入らない。

ではさらに諸山ではどうかであろうか。尊氏の諸山関係の史料は比較的多く残っている。関係史料を整理すると以下のようになる。

- ①「相州文書」建武三年八月二九日足利尊氏御判御教書（長寿寺長老あて。相模長寿寺を諸山の列となす）¹⁹²

- ② 「高城寺文書」 建武三年九月一三日足利尊氏御判御教書（宛所欠。肥前高城寺を諸山の列となす）⁽¹⁹³⁾
- ③ 「蔭涼軒日録」 暦応元年（建武五）七月一七日足利直義御教書（清拙和尚あて。信濃開善寺を諸山の列となす）⁽¹⁹⁴⁾
- ④ 「万寿寺文書」 文和三年九月八日足利義詮御教書（当寺長老あて。山城三聖寺を諸山の列となす）⁽¹⁹⁵⁾
- ⑤ 「善応寺文書」 貞治三年五月三日足利義詮御判御教書（当寺長老あて。河野通盛の申請に任せて伊予善応寺を諸山の列となす）⁽¹⁹⁶⁾

⑥ 「妙興寺文書」 貞治三年六月一九日足利義詮御判御教書（当寺長老あて。尾張妙興寺を諸山の列となす）⁽¹⁹⁷⁾

⑦ 「伊勢安養寺所藏印信」 貞治五年九月二〇日足利義詮御判御教書（当寺長老あて。伊勢安養寺を諸山の列となす）⁽¹⁹⁸⁾

これらによってみると①②はⅡ、③がⅢ（これはⅣに近接する）、④～⑥はⅤに属する。事例自体が豊富ではないので断定は避けねばならないが、おおざっぱにいうと、二頭政治期以前は専ら尊氏がこれに関わっていたが①②、二頭政治期Ⅳに近くなると直義の専掌するところとなっている③。二頭政治最中における直義の関わりについては以下の史料が参考となる。「天龍寺造営記録」に収める直義書状である。⁽¹⁹⁹⁾

禅院諸山座位事、事書如此、就院宣其沙汰了、於当寺者、准円覚寺、可為両寺均等之儀也、会合之時者、随京都・

鎌倉之所在、相互可為賓主之礼歟、恐惶謹言、

康永元年十二月廿三日

左兵衛督（足利直義） 御判

天龍寺長老（夢窓疎石）

二頭政治真つ最中の康永元年一二月、直義が天龍寺長老夢窓疎石に対して、天龍寺を円覚寺に准じて「均等之儀」つまり同格の処遇とすることを通達した書状である。こうした「諸山座位」についての裁量権を有する直義はおそらく幕府における禅院の所轄者であったとみて大過あるまい。逆にいうと、IVの時期には尊氏はこのような案件にはタッチしなかったものとみられる。

観応擾乱以降のVにあつては、④のように尊氏存命中にもかかわらず、すでに文和三年には義詮の行使するところとなり晩年の⑥まで継続している。

(2) 住持職

このためそれらの禅院の住職はいちいち室町將軍の辞令によつて任命された。その任命のための辞令を「公帖」といふ。文書形式は日下花押の御教書である。公帖については玉村竹二の古典的研究があり、²⁰⁰⁾室町時代の禅宗官寺制度

全般にわたる包括的な記述がなされ、今日でも当該研究の指針となっている。むろん室町將軍が住持職を任命したのは禪院のみではない。まず尊氏終見の文和三年分までに限り関係史料を左に整理しよう。

- ① 「安国寺文書」建武元年卯月一〇日足利尊氏御教書（受西堂あて。受西堂を関東万寿寺住持職となす）⁽²⁰¹⁾
- ② 「武州文書」建武元年一月一六日足利直義御教書（金沢称名寺長老^{親阿}あて。親阿を武蔵称名寺住持職となす）⁽²⁰²⁾
- ③ 「島原図書館所蔵 寺院証文二」建武元年一月二四日足利直義御教書（相模浄光明寺長老あて。浄光明寺長老を当寺住持職となす）⁽²⁰³⁾
- ④ 「宝戒寺文書」建武四年一〇月一六日足利直義御教書（円観^{惠鎮}上人あて。円観を相模宝戒寺住持職となす）⁽²⁰⁴⁾
- ⑤ 「武州文書」暦応二年三月六日足利直義御教書（本如上人^{湛誓}あて。本如上人を武蔵称名寺住持職となす）⁽²⁰⁵⁾
- ⑥ 「称名寺文書」貞和三年四月一九日足利直義御教書（観蓮上人御房あて。観蓮を武蔵称名寺住持職となす）⁽²⁰⁶⁾
- ⑦ 「永源寺文書」観応元年七月九日足利義詮御教書（公帖）（元光侍者^{寂室}あて。元光侍者を相模長勝寺住持となす）⁽²⁰⁷⁾
- ⑧ 「相州文書」観応三年九月二〇日足利尊氏御判御教書（当寺長老あて。相模東林寺長老を同寺住持職となす）⁽²⁰⁸⁾
- ⑨ 「前田家所蔵文書」文和元年二月二七日足利義詮御教書（元光西堂和尚あて。元光西堂を豊後万寿寺住持職

となす⁽²⁰⁹⁾

⑩「金沢文庫古文書」文和三年一月六日足利尊氏御判御教書（玄寥御房あて。元寥を武藏称名寺住持職となす）⁽²¹⁰⁾

○以降延文三年六月二三日付から以降はすべて義詮の発給となる。

右に編年配列した事例から考えると、対象となった寺院は⑨の豊後万寿寺以外はすべて関東地域に属している。したがって尊氏・直義の段階では住持職の補任対象は基本的には関東に限定され、その範囲内において二頭政治期Ⅳを中心に⑤⑥直義がその任免権を行使していたものと思われる。二頭政治の終焉後は、しばし尊氏・義詮父子の共同行使のかたちをとり、⑩を最後に尊氏の事例は見えなくなり、以降は義詮の専掌するところとなったものと考えられる。他方義詮の場合は⑨のように九州まで及んでいる事例のある点は注意してよい。

室町将軍がその補任をおこなった寺社の役職は右だけにとどまらない。具体的にいうと、別当職・御師職・寺務職など種々の役職があるが、その補任権の推移をうかがうだけの直接関係史料が残っていない。よってこれらについては本稿では割愛することにした。

小 結

六九八

室町幕府の文書体系が、その支配体制としての特質を直接的に反映することは言うまでもない。換言すれば、幕府支配はその文書体系よって支えられたのである。鎌倉幕府には鎌倉幕府独特の文書体系があったし、室町幕府には、またその支配体制にみあった独自の文書体系があったはずである。その幕府文書の中核にあるのは、言うまでもなく將軍の発給文書である。室町將軍は、鎌倉將軍とは異なって親裁権を有したので、その親裁権が社会的に増幅されて「御教書の時代」が到来する。その意味では、室町將軍の権力はより広範かつ簡便に発給される御教書よって強力に支えられたといつて過言ではない。それは別の表現をとると、私的文書の系譜を引く御教書が公的な性格を強く帯びる過程でもあった。

本稿は、室町幕府の初代將軍足利尊氏の発給文書を可及・網羅的に収集し、その多様な用途に即して整理・分析することよつて、政治史との関わりにおいて將軍尊氏権力の伸張過程、および次代への継承過程を検討しようとしたものである。権力の所在を帰納的に導くための素材史料が不足して、隔靴搔痒の感ありの箇所もあったが、その結果、明らかとなったことがらを簡潔に要約すると以下のようになる。

南北朝の動乱のなかで誕生した室町幕府は、当初旧鎌倉幕府の文書体系の強い影響をうけていたものの、その新しい支配体制を支えるにふさわしい独自の文書体系を成立させた。その新しい文書体系とは、室町將軍を中核とした幕

府の政治制度の特質を直接的に反映したものであった。初代將軍足利尊氏の発給文書の特徴は、以前には公的性格の強かった下文・下知状形式の文書が漸次減少し、かわってそれまで私的性格の強かった御教書がいわば市民権を獲得したことであった。このことは鎌倉將軍とはちがって室町將軍は將軍としての実質的な独裁権を持ったことの裏返しである。足利尊氏は、御家人武士との個別的な御恩―奉公の関係を支える主従制的支配権に関わることがら（恩賞地の宛行）には伝統的で格式高い袖判下文の様式を固守したが、それよりやや軽度というべき場面―例えば所領の特殊的宛行・安堵・預置―では御判御教書を採用することもあった。それは動乱の時代の副産物といえるが、そうした御判御教書の用途の拡大は將軍権力の飛躍的な強化を反映するものであった。

さらに尊氏から義詮への將軍職継承という観点からは、尊氏は観応擾乱以降周到かつ段階的に自身の將軍権力を後継者義詮と分掌する形で移行させ、義詮が將軍職を襲う前段階から次期將軍としての実質を備えさせ、観応擾乱後の文和四年ころにはその実質をほぼ義詮に移譲したことが両者の発給文書の比較検討によって知られた。二頭政治で一元化していた將軍権力はこのようにして一元化の方向をたどることになるが、義詮の代での將軍権力の飛躍的伸長はこうした歴史的背景のもとに達成されたと言えることができる。

註

- (1) 小川信「足利尊氏―逆賊説と実状―」（『日本史の謎と発見7 南朝と北朝』一九七九年二月、毎日新聞社。のち佐藤和彦編 足利尊氏発給文書の研究（森） 六九九

『論集 足利尊氏』一九九一年九月、東京堂出版、に収録)に詳しい。

- (2) 小松茂美『足利尊氏文書の研究』全四冊(Ⅰ研究篇 Ⅱ図版篇 Ⅲ解説篇 Ⅳ日録・資料篇)旺文社、一九九七年九月。上
 島有『足利尊氏文書の総合的研究』全二冊(本文編・写真編)国書刊行会、二〇〇一年二月。なお前者の小松著書に対する上
 島の批評は後者の上島著書第四章第一節「小松茂美著『足利尊氏文書の研究』について」の他に、「古文書研究」五〇(一九
 九九年一月)に載せられた「小松茂美著『足利尊氏文書の研究』全四冊」がある。
- (3) 『日本古文書学講座4 中世編Ⅰ』第三章、一九八〇年四月、雄山閣出版。
- (4) 『概説古文書学 古代・中世編』第五、一九八三年五月、吉川弘文館。
- (5) 拙稿「足利直義発給文書の研究」(『福岡大学人文論叢』四五―四、二〇一四年三月)。
- (6) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(岩波書店『日本中世史論集』一九九〇年一二月、二〇三頁。初出は一九六〇年三
 月)。
- (7) 拙稿「室町幕府成立期における將軍権力の推移」(上島有編『日本古文書学論集7 中世Ⅲ』吉川弘文館、一九八六年一
 月〈初出は一九七五年〉、四四頁)。
- (8) 註(6)佐藤著書、二〇四頁。
- (9) 直義の裁許下知状の発給権は、観応擾乱の後、義詮に継承される。詳細は省略するが、義詮は観応元年三月〜延文元年一〇
 月の間に全九通の裁許下知状を残している(一九八〇年四月に公表された上島有「室町幕府文書」『日本古文書学講座4』、雄

山閣出版、七五頁によると、確認できた残存例は六通とある。さらにこの義詮の裁許行為はやがて御教書によるようになってゆく（一例をあげると、「石清水文書」貞治二年二月六日足利義詮御判御教書、『大日本史料』六編二五、二四六頁）。

(10) 現存する足利尊氏袖判下文案・写のなかには、本来袖にあった判が日下に移動されたとおぼしい例がわずかながら認められる（例えば「今川家古文章写」建武四年九月二六日足利尊氏下文、『南北朝遺文 関東編一』七五四号など）。

(11) 『南北朝遺文 関東編一』二〇号。相田二郎『日本の古文書 上』（岩波書店、一九九年二月）二九七頁には当該文書について「尊氏の用いたこの式の下文の初見」と指摘されている。

(12) 『南北朝遺文 関東編四』二六六五号。本稿一四頁に引用している。

(13) 『群書類従 第四輯』二七〇頁。

(14) 『思文閣古書資料目録²³³』（二〇一三年七月）43号、建武二年七月二〇日付より、「佐々木文書二」同二年九月二七日付（『南北朝遺文 関東編一』二九二号）まで。

(15) 註(14)所掲『思文閣古書資料目録²³³』一三五頁。簡単な解説とともに、同文書の写真が掲載されている。

(16) 註(14)所掲『思文閣古書資料目録²³³』一三五頁。

(17) 「摂津天王寺旧藏如意宝珠御修法日記紙背文書」、『南北朝遺文 関東編一』二九六号。

(18) 「薩藩旧記」建武二年二月一日付（『大日本史料』六編二、八〇八頁。『南北朝遺文 九州編一』三五三号）から、「遠山文書」建武三年一〇月日付（『大日本史料』六編三、八四六頁）まで。なお『大日本史料』六編二、六一二頁に収める「御代々

御墨付写」建武二年一月二八日下文写については、奥上署判の「源朝臣」に『大日本史料』は「足利尊氏ナルヘシ」と傍注するが、用途が地頭職の安堵であること、この時期奥上に「源朝臣」と位署するのは足利直義であること（「長門毛利家文書」建武二年二月二六日足利直義下文、『南北朝遺文 中国・四国編一』二二〇号参照）、の二点から直義のものと判断した。

(19) 「皆川文書」建武三年正月二二日付（「栃木県史 史料編中世二」一五七頁。『南北朝遺文 関東編二』三八三号）。本来は袖判か。

(20) 「阿蘇文書」建武三年四月五日付（『大日本史料』六編三、二九二頁。『南北朝遺文 九州編二』五六一号）。

(21) 「辻文書」建武三年九月三日付（『大日本史料』六編三、七二二頁）。

(22) 「佐々木文書二」建武四年正月四日付（東京大学史料編纂所影写本）より、「士林証文」建武五年八月一〇日付（『大日本史料』六編五、一二頁。『南北朝遺文 関東編二』八七三号）まで。

(23) 「萩藩譜録阿曾沼宮内」建武五年正月一九日付（『南北朝遺文 中国・四国編二』七〇七号）、「士林証文」建武五年八月一〇日付（『大日本史料』六編五、一二頁。『南北朝遺文 関東編二』八七三号）。

(24) 「伊達文書」建武五年後七月二六日付（『大日本史料』六編八、補遺六頁。『大日本古文書 伊達家二』二二頁。『南北朝遺文 東北編二』四一五号）。「秋田藩家藏文書五」建武五年八月三日付（『南北朝遺文 東北編二』四一九号）。

(25) 「毛利家文書」暦応二年六月二八日付（『大日本古文書 毛利四』二七六頁。『大日本史料』六編五、五八八頁。『南北朝遺文 中国・四国編二』八七一号）より、「出羽小林文書」貞和五年八月二八日付（『南北朝遺文 関東編三』一八四八号）まで。な

お「栃木県庁採集文書」暦応元年戊寅二月付（『南北朝遺文 関東編一』九〇二号）はその文書形式に疑いがあるため、ひとまず除外した。

(26) 「讃岐三木家大野文書」暦応二年二月二日付（『南北朝遺文 中国・四国編一』九一四号）。「詫摩文書」貞和四年二月七日付（『大日本史料』六編二二、一七三頁。『大分県史料』一二、一九三頁）。

(27) 「真壁文書」康永三年七月二日付（『大日本史料』六編八、三〇九頁。『南北朝遺文 関東編二』一五〇六号）。

(28) 「斉藤元宣氏所蔵文書」貞和二年閏九月二日付（小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ』旺文社、八六頁。「正閏史料」『大日本史料』六編一〇、一四八頁）。

(29) 「入江文書」暦応三年三月四日付（『大日本史料』六編六、七三頁。『史料纂集 入江文書』八頁。『南北朝遺文 中国・四国編一』九四六号）。

(30) 「臨川寺重書案文」暦応三年八月二日付（『大日本史料』六編六、二九七頁。『南北朝遺文 関東編二』一一三九号）。

(31) 諏訪大進房円忠については、小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅰ 研究編』（一九九七年九月、旺文社）第三章第五節「奉行 人諏訪法眼円忠」、および林讓「諏訪大進房円忠とその筆跡―幕府奉行人の一軌跡―」（皆川完一編『古代中世史料学研究 下巻』吉川弘文館、一九九八年一〇月）参照。

(32) 「如意宝珠御修法日記紙背文書」貞和元年二月二九日付（『南北朝遺文 関東編三』一六〇八号）。

(33) 「予陽河野家譜」貞和六年二月二七日付（『南北朝遺文 中国・四国編二』一七八九号）より、「佐々木文書二」（『東京大学史

料編纂所影写本) 文和四年八月四日付(『南北朝遺文 関東編四』二六六五号)まで。

(34) 註(33)に掲げた二通の文書のうちの前者。

(35) 「森川文書」(『大日本史料』六編一四、七九頁)。足利義詮袖判下文の確実な初見は、「久下文書」観応二年正月二〇日付(『大日本史料』六編一四、六六九頁)。「岐阜県史 史料編古代中世四」一〇三二頁)であるから、「森川文書」の「御判」は義詮である可能性も皆無ではない。このためか『大日本史料』の編者は人名注記をしていない。

(36) 小栗博「発給文書よりみたる足利義詮の地位と権限」(『日本古文書学会編『日本古文書学論集7 中世Ⅲ』吉川弘文館、一九八六年一月)七六頁。初出は一九七六年三月。

(37) 「佐々木文書」二(『東京大学史料編纂所影写本』、『南北朝遺文 関東編四』二六六五号)。

(38) 足利直義下文の検討については、拙稿「足利直義発給文書の研究」(『福岡大学人文論叢』四五―四、二〇一四年三月)、亀田俊和「足利直義下文の基礎的研究」(『鎌倉遺文研究』34、二〇一四年一〇月)、拙著『足利直義』(角川選書、二〇一五年二月)がある。

(39) 註(38)所掲亀田論文、五九―六一頁。

(40) 笠松宏至「足利直義」(豊田武編『人物・日本の歴史5 内乱の時代』読売新聞社、一九六六年一〇月)七五頁。

(41) 観応擾乱の以降では、「赤堀文書」文和二年七月一三日足利尊氏袖判下文(『大日本史料』六編一八、二二二頁)のように、宛行でなく安堵を内容とする尊氏袖判下文もまれながら登場するようである。なお本文書の写真版が『群馬県史 史料編6』

(52) 註(47)拙稿五九二頁。

(53) 「菊大路文書」 観応元年二月三日付(『大日本史料』六編一四、一三〇頁)、『大日本古文書 石清水六』一三〇頁)より、

「古簡雜纂」貞治六年九月二九日付(『南北朝遺文 関東編五』三四三二号)まで。なお「勢州社家文書」観応元年三月二日付(『増訂国史大系 後鏡一』三七二頁)は写であり、「義詮」と添書された発給者「源」は実は尊氏の可能性が高い。この時期義詮の署判は「左馬頭(花押)」である。よってこれは採らない。

(54) 註(46)所掲上島論文、九七頁。

(55) 『大日本古文書 東福寺一』一二七頁。なおこの文書の写が肥前高城寺文書に収められているが(『佐賀県史料集成二』二三四頁)、これは高城寺が本文書にいう「東福寺所々末寺」のなかの一つであったことによる。

(56) 『大日本史料』六編二〇、三五〇頁。『山口県史 史料編中世4』一一九頁。

(57) 「金地院文書」建武四年八月日足利尊氏禁制(『大日本史料』六編四、三七二頁)は「…乱入狼藉、不可有之者也」と書き止められ、これだけが他と異なっている。それはこの禁制の対象が南禅寺という高格の禅宗寺院であることと関係するのかもしれない。

(58) 『鎌倉遺文』四一卷三二一七二号。註(2)所掲小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ』二八頁。

(59) 『大日本史料』六編一、一八三頁。

(60) 『大日本史料』六編三、四六二頁。『尼崎市史四』一九七三年三月、一三七頁参照。

- (61) 『大日本史料』六編三、八四三頁。
- (62) 「大通寺文書」建武四年二月一八日付、『大日本史料』六編四、四四〇頁。「高野山文書」建武四年二月一八日付、『大日本史料』六編四、四四〇頁。
- (63) 「金地院文書」建武四年八月日付、『大日本史料』六編四、三七二頁。「丹生文書」建武五年八月三日付、『大日本史料』六編五、二頁。
- (64) 註(47)所掲拙稿、五九四頁参照。
- (65) 『大日本史料』六編一五、三〇〇頁。
- (66) 『大日本史料』六編一四、六六八頁。
- (67) 『大日本史料』六編一五、六〇八頁。『南北朝遺文 関東編三』二二〇〇号。
- (68) 『大日本史料』六編一三、七〇二頁。
- (69) 『大日本史料』六編二二、五九二頁。
- (70) 『新版』古文書学入門』法政大学出版社、一九九七年四月、一五一―一五二頁。
- (71) 東北大学所蔵。「古文書研究」三(一九七〇年二月)所載「東北大学所蔵の中世文書」一〇二頁。
- (72) 『大日本史料』六編三、五頁。『南北朝遺文 中国・四国編一』一三三〇号。この過所の袖に据えられた花押は、紛れもなく足利直義がこのころ使用していた花押の形状(東京大学史料編纂所編『花押かがみ六』一〇九―一〇頁あたり参照)である

ことを、山口県文書館所蔵「内藤家文書」原本写真によって確認した。確認にさいして和田秀作氏の手を煩わした。

(73) 『尼崎市史 四』一九七三年三月、一三九頁。

(74) 註(73)と同じ。

(75) 『大日本史料』六編五、八一五頁。

(76) 『大日本史料』六編一六、五七〇頁。

(77) 『大日本史料』六編一七、七四五頁。

(78) 『大日本史料』六編一九、七五六頁。『尼崎市史 四』一五八頁。

(79) 右の事例のうち②建武三年正月二四日過所の袖判の主については、『大日本史料』が(尊氏カ)とし、他方『南北朝遺文 中国・四国編一』は(直義)とするが、註(72)で述べたようにこのたびこの花押が直義のものであることを原本写真によって確認しえたので、このように記述した。

(80) 例えば、「熊谷家文書」暦応三年八月二日付(『大日本古文書 熊谷家』八九頁)、「春日神社文書」延文二年二月晦日付(『春日神社文書一』六七〇頁、同二、二二〇頁)、「臨川寺重書案文」貞治元年一〇月二三日付(『大日本史料』六編二四、五一三頁、原田正俊編『天龍寺文書の研究』思文閣出版、六〇頁)。

(81) 註(46)論文、一一四頁。

(82) 現時点で収集することのできた足利尊氏袖判御教書六点は以下のとおり。①「東寺百合文書」建武三年七月一日付(『大

日本史料』六編三、六〇〇頁)、②「諸家文書纂」建武三年八月一日付(『大日本史料』六編三、六〇一頁)、③「革嶋家文書」建武三年八月一日付(京都府立総合資料館『重要文化財指定記念』革嶋家文書展)二〇〇三年一〇月、一二頁)、④「山科家文書 下」建武三年八月一二日付(内閣文庫所蔵、未活字)、⑤「東寺百合文書」建武三年九月五日付(『大日本史料』六編三、七二六頁、思文閣出版『東寺百合文書 一』七三頁)、⑥「東寺百合文書」建武三年九月一〇日付(『大日本史料』六編三、七二七頁、思文閣出版『東寺百合文書 八』三五六頁)。

(83) 註(82)のなかの④である。なおこの文書の写真版は、拙著『戦争の日本史8』南北朝の動乱』吉川弘文館、二〇〇七年九月、六六頁に掲載されている。

(84) 例えばやや特殊かもしれないが、「鹿王院文書」に以下のような事例がある(鹿王院文書研究会『鹿王院文書の研究』思文閣出版、二〇〇〇年二月、六四号)。

(花押)
(足利義詮)

山城国伏見庄内金松名^{冠伊郡}跡^{伊藤九郎}事、所宛行也者、早守先例可致沙汰之状如件、

文和元年十月六日

細河局

(85) 『国史大辞典二』吉川弘文館、二〇八頁の「あずけじょう 預状」(執筆は羽下徳彦)の項参照。

(86) 杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背(富樫氏関係)文書について」(『史林』五三卷三号、一九七

足利尊氏発給文書の研究(森)

七〇九

○年五月)。

七一〇

(87) 『大日本史料』六編四、六九〇頁。『南北朝遺文 中国・四国編一』七〇五号。

(88) 『大日本史料』六編四、七五四頁。

(89) 『大日本古文书 上杉家一』七三、七七頁。『大日本史料』六編九、四五〇頁。『南北朝遺文 関東編三』一六〇〇号。なお

『大日本古文书 上杉家一』七七頁に載せる案文では、袖の「御判」の肩に「等持寺殿御判」との押紙が付いており、これに信をおけば足利尊氏御判御教書ということになる。

(90) 『大日本史料』六編一四、一二二頁。

(91) 東京大学史料編纂所影写本、本郷文書。

(92) 『大日本史料』六編二六、九五八頁。『永青文庫所蔵 細川家文書』吉川弘文館、二〇一〇年五月、二六頁。

(93) この間に登場する①「坐右集」観応二年八月朔日足利某御判御教書(日下花押。曾我左衛門尉あて。兵糧料所として近江国

守山郷地頭方を預置く)、『大日本史料』六編一五、一六一頁)、②「如意宝珠御修法日記紙背文書」文和三年二月晦日足利

某御判御教書(袖判。富樫介(氏春)あて。勲功賞として越中国野尻荘を預置く)、『南北朝遺文 関東編四』二六二六号)、

③「萩藩閩閩録」文和四年四月二九日足利某御判御教書(袖判。小早川四郎三郎あて。安芸国下竹仁郷を預置く)、『大日本史

料』六編一九、八一六頁。『南北朝遺文 中国・四国編三』二七二八号)の写し三通は、所収刊本では足利尊氏のものと考え

られているようだが、これらは義詮とみたほうがより自然である。

(94) 後註(97)所掲の①院林了法申状において、申請者了法は「…賜安堵御教書全知行、弥欲抽軍忠…」(『大日本古文書 醍醐寺二』三四五頁)と述べている。了法は尊氏の「安堵御教書」を求め、これに対して尊氏は了法申状の裏に安堵文言を書き付けたのであるから、この裏書は足利尊氏「安堵御教書」の役割を果たしていることになる。

(95) 中央公論新社刊、二〇〇五年一月、一四一―一四二頁。

(96) 『大日本古文書 小早川家二』四二頁。

(97) 他の四点を以下にあげる。①「醍醐寺文書」建武三年二月日院林了法申状の裏に、建武三年二月七日足利尊氏安堵裏書(『大日本古文書 醍醐寺二』三四五頁)、②「郡文書」建武三年二月八日大友寂応申状の裏に、建武三年二月八日足利尊氏安堵裏書(『大日本史料』六編三、七〇頁)、『南北朝遺文 九州編一』四〇九号)、③「士林証文」建武三年二月八日八木秀清申状の裏に、建武三年二月八日足利尊氏安堵裏書(『大日本史料』六編三、七一頁)、④「武雄神社文書」建武三年三月日武雄安知申状(端裏書の「建武三 三 十二」はこの日の受理を意味するか)の裏に、建武三年三月二九日足利尊氏安堵裏書(『大日本史料』六編三、二四一頁)、『佐賀県史料集成二』一三三頁)。

(98) 「高浜巴所蔵文書」建武三年三月日藤吉光童丸申状。この文書は、工藤敬一「藤吉光童丸言上状并足利尊氏安堵書下」(『日本歴史』四八七号、一九八八年一二月)によって紹介された。文書の釈文と写真版が載せられ、解説が施されている。

(99) 「河野家文書」、景浦勉編『伊予史料集成3 河野家文書』伊予史料集成刊行会、一九八〇年九月、一四八頁。本書が文書名を「足利直義安堵御教書」とするのは誤り。なおこの文書は内閣文庫所蔵「古文書」(架蔵番号159―393)に収録され、差出書が

「沙弥惠源判」となっているが、これも誤り。

- (100) 『武雄神社文書』、『佐賀県史料集成二』一三三頁。『大日本史料』六編三、二四一頁。
- (101) 『三宝院文書』、『大日本古文書 醍醐寺一』一二頁。『大日本史料』六編三、六一五頁。
- (102) 建武三年中には元弘没収地返付以外の、一般所領の安堵御教書はまったくと言っていいほどみられない。わずかに「南禅寺文書」建武三年二月五日付、当寺長老あて足利尊氏御判御教書がみられるにすぎない（「南禅寺文書 上」一九四頁、『大日本史料』六編三、九〇一頁）。ただし本文書は案文であるので尊氏の確証はない。
- (103) 『大日本史料』六編一四、九七三頁。『南北朝遺文 中国・四国編三』二〇二六号。
- (104) 『大日本史料』六編二一、五一頁。『南北朝遺文 東北編二』一三六五号。
- (105) 上島「室町幕府文書」（『日本古文書学講座4』雄山閣、一九八〇年四月）六八頁。
- (106) 註(105)所掲上島論文、七六頁。
- (107) 小学館『日本国語大辞典 第二版 六』二〇〇一年六月、八二頁。
- (108) 佐藤進一『日本の歴史9』南北朝の動乱（中公文庫）中央公論新社、二〇〇五年一月、三五六―三五七頁参照。
- (109) 「冷泉家時雨亭文庫蔵文書」元弘三年一月一日付（朝日新聞社『冷泉家古文書』一九九三年六月、二三八頁。「熊谷家文書」元弘三年二月二〇日付（『大日本古文書 熊谷家』六三頁。『南北朝遺文 関東編一』一三三号）。
- (110) 「熊谷家文書」建武元年七月一四日付（『大日本古文書 熊谷家』七五頁。『南北朝遺文 中国・四国編一』四五号。「三島

神社文書」建武元年八月十五日付〔『大日本史料』六編一、七二六頁。『南北朝遺文 関東編一』一二六号〕。

(111) 『山口県史 史料編中世4』二〇〇八年一〇月、一九七頁。

(112) 註(47)所掲拙稿、六〇一～六〇三頁。

(113) 『八坂神社記録 下』五三四頁。註(105)上島論文四八頁に写真掲載。

(114) 『天日本史料』六編二一、七五〇頁。

(115) 『天日本史料』六編二、八四一頁。

(116) 『天日本史料』六編三、八五五頁。

(117) ただ一点、摂津の「満願寺文書」建武五年二月二六日付(満願寺衆徒御中あて)の文書名については、中川啓史校定『満願寺文書(北摂郷土史学叢書第一編)』四六頁、および『川西市史 四』四九五頁が「足利尊氏御判御教書写」とするが、これは差出書に「在御判」とあるだけの案文で、発給者が尊氏である確証はない。一方、この時期に直義が多数の御祈御教書を発給している事実には照らすと、右の満願寺文書のそれも直義の蓋然性が高い。なおⅢの時期に御祈御教書が原本や写の形で全一点ほど知られるが、一〇点ほどの原本はすべて直義、残りの写もすべて直義のものともみて不自然ではない。

なお註(47)所掲拙稿六〇三頁で当該期における尊氏御祈御教書の残存を「三通」と記したが、これは①「清和院文書」建武三年十一月一日付〔『大日本史料』六編三、七二三頁〕、②「美濃長瀧寺文書」同三日付〔『大日本史料』六編三、八五五頁〕、および右で触れた③「満願寺文書」建武五年二月二六日付を尊氏のものとして判断してⅠの時期に含めたためである。これらのう

ち①②は建武式目成立以前であるから範疇的にはI以前に区分すべきであったし、残りの③は右に述べたように尊氏とするには確証がなくむしろ直義のそれとみなすべきである。よってこれら三通は除外されることとなる。

(118) 「中興雜記」貞和二年八月二日付〔大日本史料〕六編一〇、一頁〕は写であり、発給人が明確でない。『大日本史料』は発給人を尊氏とみて綱文を立てているけれども、この時期に尊氏のもののみられないことからこれは直義とみるべきと思われる。

(119) 『大日本史料』六編一三、四三九頁。

(120) 註(119)と同じ。

(121) 『大日本史料』六編二八、一〇五頁。『南北朝遺文 関東編五』三四〇五号。

(122) 漆原徹『中世軍忠状とその世界』(吉川弘文館、一九九八年七月)は、軍忠状を中心に合戦関係文書を素材として、複雑極まりない南北朝動乱初期の軍事史を詳細に考察したものである。

(123) 『南北朝遺文 関東編一』二六四号。

(124) 『大日本史料』六編二二、二〇九頁。

(125) 『大日本史料』六編二、八一六頁。『南北朝遺文 九州編一』三五六号。

(126) 『南北朝遺文 中国・四国編一』四六六号。

(127) 「結城古文書写」建武二年二月二日付以下、多くの同日付の直義軍勢催促状が『大日本史料』六編二、六八四頁以下に収載されている。

- (128) 例えば「土佐国靈簡集竹頭所収高知原文書」貞和四年卯月一六日軍勢催促状についてみると、その差出人の花押影に『大日本史料』六編一一、五一〇頁は（直義）と傍注し、かたや『南北朝遺文 中国・四国編二』一六二九号は（足利尊氏）と傍注している。そこで東京大学史料編纂所影写本・謄写本で確認したところ、直義の花押であることが判明した。
- (129) 註(47)所掲拙稿、六〇〇頁。
- (130) 「三池文書」（『大日本史料』六編二三、六三七頁）。
- (131) 註(124)と同じ。
- (132) 『大日本史料』六編一四、一八頁。『南北朝遺文 中国・四国編二』一八九〇号。
- (133) 「前田子爵所蔵文書」文和四年二月一六日付（『大日本史料』六編一九、七一〇頁）。「碩田叢史」文和四年二月一九日付（『大日本史料』六編一九、七一一頁）。
- (134) 「磐城飯野文書」観応二年二月一二日付（『大日本史料』六編一四、七三二頁）。『南北朝遺文 東北編二』一〇四二号。
- (135) 「薩藩旧記 前集17」正平六年一月一三日付（『大日本史料』六編一五、五八五頁）。『南北朝遺文 関東編三』二〇九二号。
- (136) 註(47)所掲拙稿、五九九〜六〇〇頁。
- (137) 『大日本史料』六編一三、六八一頁。『南北朝遺文 中国・四国編二』一八一九号。
- (138) 『大日本史料』六編二七、四一八頁。『南北朝遺文 中国・四国編四』三四八八号。
- (139) 『大日本史料』六編三、一七八頁。『南北朝遺文 九州編一』四三四号。

- (140) 『南北朝遺文 中国・四国編三』二八七三号。
- (141) 註(47)拙稿、六〇〇頁。
- (142) 『末吉文書』、『西宮市史 第四卷資料編一』一九〇頁。
- (143) 『門司文書』、北九州市立自然史・歴史博物館『門司文書』二〇〇五年三月、一四頁。
- (144) 『大日本史料』六編三、六五〇頁。
- (145) 『南北朝遺文 中国・四国編一』四八七号。
- (146) 『大日本史料』六編三、七四七頁。
- (147) 『大日本史料』六編三、八九四頁。
- (148) 『岐阜県史 史料編古代中世一』二五九頁。『富山県史 史料編Ⅱ中世』二一五頁。
- (149) 『国立国会図書館所蔵 貴重書解題 第四卷—古文書の部 第一—』三頁。同書口絵9に写真掲載。『南北朝遺文 中国・四国編一』五七二号。なお『南北朝遺文 中国・四国編四』三六二五号文書「応安元年東寺雑掌陳状具書案」はこの文書の案を具書として掲載する。その差出書「在判」についての「尊氏」の傍書は直義の誤り。
- (150) 『大日本史料』六編三、九四〇頁。『南北朝遺文 中国・四国編一』五八五号。
- (151) 『南北朝遺文 中国・四国編一』六〇八号。
- (152) 『南北朝遺文 中国・四国編一』六五七号。

〔南北朝遺文 中国・四国編二〕一二二〇号。

〔大日本史料〕六編七、七四九頁。

〔大日本史料〕六編八、四〇五頁。〔南北朝遺文 関東編二〕一五一八号

〔大日本史料〕六編一一、七二九頁。思文閣出版刊『東寺百合文書八』一六九頁。

〔大日本史料〕六編二〇、八七頁。

〔大日本史料〕六編二〇、五九二頁。

〔159〕義詮一見状の初見は本文で述べた「実相院文書」延文元年七月一〇日御教書〔大日本史料〕六編二〇、五九二頁〕で、終見は「石清水文書」貞治六年九月八日御教書〔大日本古文書 石清水六〕一三三頁〕である。この間の一〇年間に全九通（うち二通は書状）を収集した。書式をみるとほとんど「状如件」の御教書形式であり、「恐々（惶）謹言」の書状形式はわずかに二通しか確認できなかった（先の「実相院文書」延文元年七月一〇日御教書、「三宝院文書」延文三年二月一二日足利義詮書状〔三宝院僧正御房（光濟）あて〕、「大日本史料」六編二一、七四五頁）。このことよってみると、一見状は義詮の代になると書状ではなく御教書の書式をとるのが普通になったものと推察される。

〔160〕註（47）所引拙稿、六〇七頁。

〔161〕『大日本史料』六編三、四〇七頁。『鎌倉市史 史料編二』一四九頁。『南北朝遺文 関東編二』五一六号。

〔162〕『大日本史料』六編五、一三〇頁。ただしこの文書は写しで、差出書は「尊氏判」とあるにすぎない。『大日本史料』の編

者はこの文書によって「尊氏、日向大慈寺を祈願所と為す」との綱文を立てているが、写しである以上可能性はあるものの尊氏の発給するところと断言することはできない。

- (163) 「反町英作氏所蔵文書」、『南北朝遺文 関東編二』一一〇二号。
- (164) 「慶応大学図書館所蔵 反町文書」、『南北朝遺文 関東編三』一七九四号。
- (165) 「阿部文書」 観応三年五月一二日足利尊氏御判御教書（『大日本史料』六編一六、七〇六頁。『南北朝遺文 関東編三』一三二九号）。この二通は尊氏が月一日足利尊氏御判御教書（『大日本史料』六編一六、七〇六頁。『南北朝遺文 関東編三』一三二九号）。この二通は尊氏が関東へ遠征中に発したものと考えられる。
- (166) 「摂津天王寺旧蔵如意宝珠御修法日記紙背文書」、『南北朝遺文 関東編一』二九六号。
- (167) 「皆川文書」、『南北朝遺文 関東編一』三八三号。『栃木県史 史料編中世二』一五七頁。
- (168) 『大日本古文書 上杉家三』二二二頁。
- (169) 東京大学史料編纂所影写本。
- (170) 東京大学史料編纂所影写本。活字本では『大日本史料』六編七、七〇八頁。『南北朝遺文 中国・四国編二』一二八五号。
- (171) 『南北朝遺文 中国・四国編二』一七八九号。
- (172) 東京大学史料編纂所影写本。
- (173) 東京大学史料編纂所影写本。活字本では『南北朝遺文 関東編四』二四八五号。

(174) 註(47)所引拙稿、六一三頁。

(175) 東京大学史料編纂所影写本。活字本では『大日本史料』六編一九、八一八頁。『南北朝遺文 関東編四』二六四九号。

(176) 東京大学史料編纂所影写本。活字本では『大日本史料』六編二七、三五八頁。『南北朝遺文 中国・四国編四』三四七七号。

(177) 註(47)所引拙稿、六〇四～六〇六頁。

(178) 「入江文書」観応二年正月二四日足利尊氏受領書出(史料纂集『入江文書』一〇〇頁。『大日本史料』六編一四、六七七頁)

より、「蠹簡集殘篇」文和二年九月九日足利尊氏推挙状(『大日本史料』六編一八、三三〇頁。『南北朝遺文 中国・四国編三』

二五一一号)まで。なお「薩藩旧記」延文元年一二月三日足利尊氏推挙状(『大日本史料』六編二二、一頁。『鹿児島県史料

旧記雜録一』八八八頁)は、既刊本では差出書「御判」を尊氏とされるが、他の事例からみて義詮と考えられる。よってこれ

は除外した。

(179) 先述の観応二年二月一五日大槻光秀申状への義詮証判(「米原文書」)より、「相良家文書」延文二年九月二五日足利義詮推

挙状(『大日本史料』六編二一、五三四頁。『大日本古文書 相良家二』二〇〇頁)まで。なお、このうち前者の観応二年二月

一五日の義詮証判の事例は、金子拓『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、一九九八年二月)四八～四九頁所掲「官途

挙状一覧」のなかの5にあたる。

(180) 「磐城相馬文書」康安元年八月一〇日足利義詮推挙状(『大日本史料』六編二三、七〇九頁。『南北朝遺文 関東編四』二九

七〇号)、および「師守記」貞治六年八月三〇日条裏、貞治四年一二月二七日足利義詮推挙状(『史料纂集 師守記一〇』一二

六頁)。

(181) 足利義詮は観応二年二～四月の間に花押の形状を変える。それらを各々前期型、後期型と称するならば、当該花押は前期型である。拙著『足利直義』角川書店、二〇一五年二月、一〇〇頁参照。

(182) 「尾張水野文書」観応二年二月二日水野致国申状に尊氏が証判を加えている(『大日本史料』六編一四、七二二頁)。なお太田正弘「尾張水野文書の研究」『日本歴史』二八四、一九七二年一月に写真掲載。

(183) 『冷泉家文書』朝日新聞社、一九九三年六月、三八四頁。

(184) 拙著『人物叢書』佐々木尊蒼』吉川弘文館、一九九四年九月、一九〇頁参照。その効果は忽ちにあらわれ、同年一二月七日には為秀は権中納言に昇進している(『公卿補任二』六八七頁)。

(185) 註(47)拙稿、六一二頁。

(186) 拙著『増補改訂南北朝期公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八年七月、三六九～三七〇頁。

(187) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年二月、二〇〇～二〇二頁。

(188) 拙著『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九二年六月、一覽表「朝廷より幕府・六波羅探題への文書伝達」の「関東申次の施行状」の列を見よ。

(189) この当時の西園寺実俊については「園太暦」貞和元年三月一六日条の記事が興味深い(『園太暦一』続群書類従完成会、二四七頁)。この記事はこの日の「上皇みかど葵御幸始」(光厳上皇の新年最初の略儀による内々の出行)に際してのものであるが、実

俊は「今年十一歳也、年少出現雖非無斟酌、掌一流正統、相待成人籠居、非無事恐之上、上皇・広義門院頻可出仕之旨被仰」

〔元寇〕
〔南無寺〕七

とある。これによると当時一一才の実俊は建武二年の生まれとなり、その成人を公家社会が期待していた様子がうかがえる。

- (190) 『天日本史料』六編一八、五一―四頁。原田正俊編『天龍寺文書の研究』思文閣出版、二〇一一年三月、一三六号。写真版は小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ』旺文社、一九九七年九月、一四〇頁、上島有『足利尊氏文書の総合的研究 写真編』国書刊行会、二〇〇一年二月、九八頁に載せる。

- (191) 「天龍寺文書」、『天日本史料』六編一八、五一―四頁。原田『天龍寺文書の研究』一四〇号。写真は上島『足利尊氏文書の総合的研究 写真編』九九頁。

- (192) 『天日本史料』六編三、七一―〇頁。『南北朝遺文 関東編一』五二九号。

- (193) 『佐賀県史料集成 三』二五一頁。

- (194) 『天日本史料』六編四、八九―五頁。『南北朝遺文 関東編一』八五七号。

- (195) 『天日本史料』六編一九、一五―〇頁。

- (196) 『天日本史料』六編二五、七五―三頁。『南北朝遺文 中国・四国編四』三二八七号。

- (197) 『天日本史料』六編二五、八四―二頁。

- (198) 東京大学史料編纂所写真帳。山口隼正「明叟彦洞住伊勢神応寺のことども」『三重県史研究12』一九九六年三月、で紹介。

- (199) 『天日本史料』六編七、四六―〇頁。『南北朝遺文 関東編二』一三七六号。

足利尊氏発給文書の研究（森）

七二二

- (200) 玉村「公帖考」(『日本禅宗史論集 下之二』思文閣出版、一九八一年一月。初出は一九七五年四月)。
- (201) 『大日本史料』六編一、五二六頁。写真は、小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ』旺文社、三六頁、上島『足利尊氏文書の総合的研究 写真編』二五頁に掲載。
- (202) 『大日本史料』六編二、一三三二頁。『南北朝遺文 関東編二』一六二号。
- (203) 『南北朝遺文 関東編二』一七〇号。
- (204) 『大日本史料』六編四、四一〇頁。『南北朝遺文 関東編二』七五八号。
- (205) 『大日本史料』六編五、四三五頁。『南北朝遺文 関東編二』九三三号。
- (206) 『大日本史料』六編一〇、六二九頁。『南北朝遺文 関東編三』一六九八号。
- (207) 『大日本史料』六編一三、七二七頁。『南北朝遺文 関東編三』一九〇一号。
- (208) 『大日本史料』六編一七、三九頁。『南北朝遺文 関東編三』二三四一号。
- (209) 『大日本史料』六編一七、三三二頁。
- (210) 『大日本史料』六編三八、一七四頁。『南北朝遺文 関東編四』二六〇六号。なおこの文書の端裏には「玄寥御房 尊氏」との文字があり、差出書の「御判」は尊氏のものだと判断してよいと思われる(「御判」の文字の肩には異筆で「尊氏」とあり)。
- (211) 『神田孝平氏所蔵文書』、『大日本史料』六編二二、九二〇頁。『南北朝遺文 関東編四』二八一二号。

【追記】 本稿を草するにあたり東北大学図書館および東京大学史料編纂所の井上聡氏にお世話をかけた。記して謝意を表す。

(二〇一六・四・五)